

平成26年旭市議会第3回定例会会議録

議事日程（第1号）

平成26年9月3日（水曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
 - 第 2 議長報告事項
 - 第 3 会議録署名議員の指名
 - 第 4 会期の決定
 - 第 5 議案上程
 - 第 6 提案理由の説明並びに政務報告
 - 第 7 議案の補足説明及び報告の説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 開 会
 - 日程第2 議長報告事項
 - 日程第3 会議録署名議員の指名
 - 日程第4 会期の決定
 - 日程第5 議案上程
 - 日程第6 提案理由の説明並びに政務報告
 - 日程第7 議案の補足説明及び報告の説明
-

出席議員（22名）

- | | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 林 晴 道 | 2 番 | 高 橋 秀 典 |
| 3 番 | 米 本 弥一郎 | 4 番 | 有 田 惠 子 |
| 5 番 | 宮 内 保 | 6 番 | 磯 本 繁 |
| 7 番 | 飯 嶋 正 利 | 8 番 | 宮 澤 芳 雄 |
| 9 番 | 太 田 將 範 | 10 番 | 伊 藤 保 |
| 11 番 | 島 田 和 雄 | 12 番 | 平 野 忠 作 |
| 13 番 | 伊 藤 房 代 | 14 番 | 林 七 巳 |

15番 向後悦世
17番 滑川公英
19番 佐久間茂樹
21番 高橋利彦

16番 景山岩三郎
18番 木内欽市
20番 林俊介
22番 林正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	加瀬寿一
教育長	刃田哲雄	代表監査委員	木村哲三
病院事業者 管理課長	吉田象二	秘書広報課長	飯島茂
行政改革 推進課長	加瀬正彦	総務課長	堀江通洋
企画政策課長	伊藤浩	財政課長	林清明
税務課長	佐藤一則	市民生活課長	伊藤正男
環境課長	浪川昭	保険年金課長	渡邊満
健康管理課長	野口國男	社会福祉課長	加瀬恭史
子育て 支援課長	山口訓子	高齢者 福祉課長	石毛健一
商工観光課長	堀江隆夫	農水産課長	高木寛幸
建設課長	大久保孝治	都市整備課長	林利夫
下水道課長	石毛隆	会計管理者	赤松正
消防長	佐藤清和	水道課長	鈴木邦博
病院事務部長	飯塚正志	病院経理課長	土師学
庶務課長	横山秀喜	学校教育課長	石見孝男
生涯学習課長	佐久間隆	体育振興課長	石嶋幸衛
監査委員 局長	田杭平三	農業委員会 事務局長	岩井正和

事務局職員出席者

事務局長	伊藤恒男	事務局次長	高安一範
------	------	-------	------

開会 午前10時 0分

○議長（高橋利彦） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

また、クールビズ期間中でございますので、議場内では上着を脱ぐなどして調整していただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（高橋利彦） ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより平成26年旭市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 議長報告事項

○議長（高橋利彦） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（高橋利彦） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

9番、太田将範議員、10番、伊藤保議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第4 会期の決定

○議長（高橋利彦） 日程第4、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から9月25日までの23日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月25日までの23日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（高橋利彦） 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第19号までの19議案と、報告第1号から報告第8号までの報告8件であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 配付漏れないものと認めます。

議案説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長などの出席を求めました。

◎日程第5 議案上程

○議長（高橋利彦） 日程第5、議案上程。

議案第1号から議案第19号までの19議案と報告第1号から報告第8号までの報告8件を一括上程いたします。

議案第 1号 平成25年度旭市一般会計決算の認定について

- 議案第 2 号 平成 2 5 年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
- 議案第 3 号 平成 2 5 年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 議案第 4 号 平成 2 5 年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について
- 議案第 5 号 平成 2 5 年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について
- 議案第 6 号 平成 2 5 年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 議案第 7 号 平成 2 5 年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 8 号 平成 2 5 年度旭市病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 9 号 平成 2 6 年度旭市一般会計補正予算の議決について
- 議案第 1 0 号 旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の制定について
- 議案第 1 1 号 旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につい
て
- 議案第 1 2 号 旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定
について
- 議案第 1 3 号 東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に
関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 4 号 旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 5 号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 6 号 千葉市ほか 1 0 市 1 町 8 一部事務組合消防指令事務協議会規約の一部を改正す
る規約の制定に関する協議について
- 議案第 1 7 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 1 8 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 1 9 号 訴えの提起について
- 報告第 1 号 平成 2 5 年度旭市土地開発基金の運用状況について
- 報告第 2 号 平成 2 5 年度旭市奨学基金の運用状況について
- 報告第 3 号 平成 2 5 年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について
- 報告第 4 号 平成 2 5 年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について
- 報告第 5 号 平成 2 5 年度の旭市公営企業決算における資金不足比率について
- 報告第 6 号 平成 2 5 年度旭市病院事業会計継続費の精算について
- 報告第 7 号 株式会社千葉県食肉公社の事業経営状況について

◎日程第6 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（高橋利彦） 日程第6、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

本日、ここに平成26年旭市議会第3回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

初めに、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号から議案第8号までは、平成25年度各会計の決算の認定についてでありまして、それぞれ監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

議案第1号は、平成25年度旭市一般会計決算でありまして、歳入総額320億3,196万3,592円、歳出総額289億5,543万3,530円となり、翌年度へ繰り越すべき財源10億8,915万5,670円を差し引いた実質収支は、19億8,737万4,392円となりました。

議案第2号は、平成25年度旭市国民健康保険事業特別会計決算でありまして、事業勘定は、歳入総額93億9,536万469円、歳出総額90億1,209万4,740円、差し引き3億8,326万5,729円となりました。施設勘定は、歳入総額8,228万9,218円、歳出総額7,963万5,713円、差し引き265万3,505円となりました。

議案第3号は、平成25年度旭市後期高齢者医療特別会計決算でありまして、歳入総額4億7,569万4,616円、歳出総額4億6,164万8,503円となり、差し引き1,404万6,113円となりました。

議案第4号は、平成25年度旭市介護保険事業特別会計決算でありまして、歳入総額44億2,374万7,456円、歳出総額43億3,784万383円、差し引き8,590万7,073円となりました。

議案第5号は、平成25年度旭市下水道事業特別会計決算でありまして、歳入総額7億2,002万2,392円、歳出総額6億5,337万5,259円、差し引き6,664万7,133円となりました。

議案第6号は、平成25年度旭市農業集落排水事業特別会計決算でありまして、歳入総額

7,108万6,929円、歳出総額5,950万1,541円、差し引き1,158万5,388円となりました。

議案第7号は、平成25年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定でありまして、年度末の給水状況は、給水件数1万9,388件、普及率は84.8%、年間給水量は581万2,495立方メートルとなりました。

決算額について、収益的収支における事業収益は14億2,489万1,759円、事業費用は13億689万3,000円となり、当期純利益は1億1,799万8,759円となりました。

資本的収支については、収入1億2,200万9,050円に対し、支出は2億3,024万998円となり、収支不足額1億823万1,948円は減債積立金等で補填いたしました。

なお、決算の認定と併せて、当年度末未処分利益剰余金1億1,799万8,759円を減債積立金及び建設改良積立金として処分することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第8号は、平成25年度旭市病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定でありまして、病院本体の入院患者数は26万9,408人、外来患者数は72万2,395人、飯岡診療所の外来患者数は6,422人となりました。

決算額について、収益的収支における事業収益は361億7,951万2,776円、事業費用は353億2,618万3,727円となり、当期純利益は8億5,332万9,049円となりました。

資本的収支については、収入7億6,497万2,117円に対し、支出は37億6,044万5,272円となり、収支不足額29億9,547万3,155円は当年度分損益勘定留保資金等で補填いたしました。

なお、決算の認定と併せて、当年度末未処分利益剰余金13億2,907万368円のうち、6億8,135万3,527円を退職給付積立金として処分することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第9号は、平成26年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ10億8,380万円を追加し、予算の総額を300億9,940万円とするものであります。

議案第10号は、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてでありまして、子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第11号は、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでありまして、児童福祉法の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第12号は、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の

制定についてでありまして、児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第13号は、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、建替住宅等の取得期限を平成29年12月31日まで延長するため、所要の改正を行うものであります。

議案第14号は、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、新田幽学児童遊園及び飯岡岡児童遊園を廃止するにあたり、所要の改正を行うものであります。

議案第15号は、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、多数の者が集まる催しにおいて、露店等に消火器の準備などを義務付けるため、所要の改正を行うものであります。

議案第16号は、千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでありまして、地方自治法の一部改正に伴う規約の改正を行うにあたり、あらかじめ関係地方公共団体の議会の議決を求めるものであります。

議案第17号及び議案第18号は、工事請負契約の締結についてでありまして、議案第17号は、旭市道の駅建築外構工事について、議案第18号は、旭市道の駅機械設備工事について、それぞれ一般競争入札を執行し仮契約を締結しましたので、この契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第19号は、訴えの提起についてでありまして、抵当権設定登記が存在する旧海上中学校跡地について、訴訟を提起し、抵当権の抹消登記手続きを求めるにあたり、議会の議決を求めるものであります。

報告第1号は、平成25年度旭市土地開発基金の運用状況について、報告第2号は、平成25年度旭市奨学基金の運用状況について、報告第3号は、平成25年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について、報告第4号は、平成25年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について、報告第5号は、平成25年度の旭市公営企業決算における資金不足比率について、報告第6号は、平成25年度旭市病院事業会計継続費の精算について、報告第7号は、株式会社千葉県食肉公社の事業経営状況について、報告第8号は、私債権等の放棄について、それぞれ報告するものであります。

次に、被災者の生活再建に向けた取り組みについて申し上げます。

初めに、8月31日現在の国及び県の支援金の支給状況について申し上げます、

国の被災者生活再建支援金については、基礎支援金が対象世帯の約99%にあたる807世帯に、加算支援金が約82%にあたる658世帯に、合わせて13億8,550万円が支給されております。

また、県の液状化等被害住宅再建支援金については、325世帯に1億6,099万6,000円を支給したところであります。

さらに、津波被災住宅再建支援金については、286世帯に2億8,855万9,000円を支給しております。

次に、固定資産税の減免期間の延長について申し上げます。

東日本大震災で半壊以上の被害を受けた方々が建替えまたは購入した住宅にかかる固定資産税の減免については、対象となる1,281戸に対して、これまでに減免を行った戸数は151戸に留まっており、被災者の住宅取得が停滞している状況にあります。

こうした現状を踏まえ、被災者の経済的負担の軽減と人口の流出防止を図るため、住宅の取得期間を平成29年12月31日まで3年間延長することとし、関連する議案を本定例会に提案するものであります。

次に、県の災害義援金について申し上げます。

被災者に対する県の災害義援金については、これまで3回にわたり配分を受けたところでありますが、先般、県から通知があり、最終配分として本市へ3,311万7,000円が交付されることとなりました。

今回の配分は、亡くなった方と半壊以上の住家被害を受けた方が対象とされており、できるだけ早く被災者に配分できるよう、事務手続きを進めてまいります。

今後も、被災者が一日でも早く震災前の生活に戻れるよう、引き続き支援に取り組んでまいります。

次に、この機会に市政の近況についてご報告いたします。

初めに、市道の整備について申し上げます。

旭中央病院アクセス道整備事業及び南堀之内バイパス整備事業については、早期完成に向けて、引き続き関係地権者のご理解とご協力をお願いしてまいります。

また、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業については、関係地権者のご理解とご協力をお願いするとともに、海上野球場付近の延長510メートル区間の工事を発注したところであります。

津波避難道路のうち、飯岡地区の（仮称）横根三川線については、測量設計業務を実施しており、今後、地権者の皆様から道路用地を取得できるよう、ご理解とご協力をお願いして

まいります。

また、旭地区の椎名内西足洗線については、社会資本整備総合交付金の交付決定がありましたので、地元の皆様への説明会の開催に向けて調査・測量設計業務に着手いたしました。

次に、防災について申し上げます。

総合防災訓練については、8月31日に飯岡漁港をメイン会場として、地元住民の皆様をはじめ、関係団体のご協力をいただき実施いたしました。

今回は、メインの訓練会場から観光遊歩道を通して上永井公園まで徒歩による避難訓練を実施するとともに、そのほかの海岸地域でも、津波避難タワーなど津波避難施設として指定されている10か所に加え、旧いおか荘の屋上への自主避難訓練を行ったところであります。

こうした実践的な訓練を継続していくことで、災害発生時でも住民一人一人が適切な行動をとれるよう意識の啓発を図り、災害に強い地域づくりを進めてまいります。

次に、海岸基盤整備工事について申し上げます。

千葉県海匠土木事務所により進められている海岸基盤整備工事については、現在、下永井から平松までの区間で実施されており、矢指地区については、平成26年度中の発注に向けて調整が進められているところであります。

残る区間についても、早期の着手と完成に向けて引き続き要望してまいります。

次に、海岸保安林について申し上げます。

三川浜地先で予定しております延長450メートルの減災盛土については、今年度末の完成をめどに工事の発注を行いました。これにより、市有保安林区間の減災盛土は全て完成しますが、今後も県と連携して海岸地域の整備と適正な維持管理に努めてまいります。

次に、生活環境について申し上げます。

使用済小型家電のリサイクルについては、10月1日からの実施に向けて、現在準備を進めているところであります。

また、回収方法については、市役所本庁及び各支所に回収ボックスを設置することとしており、多くの市民の皆様にご協力をいただけるよう、今後、広報等を通じて制度の周知を図ってまいります。

次に、排水路の整備について申し上げます。

蛇園南地区流末排水整備事業については、現在、早期完成を目指して事業を進めているところであります。

次に、旭中央病院について申し上げます。

わが国は、現在、超高齢化社会に直面しており、2025年には75歳以上の高齢者の数が3,500万人に上ると言われております。このため国は、誰もが高齢となり介護の必要な生活になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい、予防、医療、介護、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指しており、その一環として、医療については各医療機関がそれぞれの特徴や役割を有効に運用し、役割分担をすることが重要であるとしております。

こうした国の政策を受け、旭中央病院では、紹介と逆紹介の推進を図るなど、自院完結型から地域完結型へ大きく舵を切ることといたしました。

現在、紹介患者センターを設けるなど、市民の皆様にご理解いただけるよう進めており、ご協力をお願いしてまいります。

次に、子育て支援について申し上げます。

子育て世帯臨時特例給付金については、支給対象者に対して7月上旬から申請書を発送し、随時受け付けを行っているところであり、これまでに3,240名に総額5,536万円の支払いを終えております。申請は本年12月26日まで受け付けますが、漏れのないよう今後も広報等で周知してまいります。

子ども・子育て支援新制度については、来年4月1日の施行に向けて国の示したスケジュールに沿って準備を進めているところであります。このため、本市でも今後、利用者の支給認定や施設及び事業所に対する認可、確認等を行っていくこととし、関連する議案を本定例会に提案するものであります。

次に、社会福祉について申し上げます。

臨時福祉給付金については、子育て世帯臨時特例給付金と並行して事務を進めており、これまでに5,456名、金額にして7,042万円の支払いを終えております。こちらも申請期限は12月26日までですが、漏れのないよう周知に努めてまいります。

敬老大会については、今月15日の敬老の日に、保育所の児童や文化協会等の皆様のご協力をいただき、東総文化会館、海上公民館、いいおかユートピアセンターの3施設を会場として開催いたします。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

飯岡中学校改築事業については、現在、土砂搬入などの造成工事を行っており、10月からは基礎工事の杭打ちを始める予定であります。今後も工期内の完成を目指し、しっかりと工事監理を行ってまいります。

豊畑小学校と萬歳小学校の屋内運動場防災機能強化事業については、児童や避難時等における地域住民の安全を確保するため、地震による天井等の落下防止工事及び老朽箇所の補修を行うもので、8月末に工事に着手したところであります。

富浦小学校の避難階段設置工事については、津波災害時の児童と地域住民の安全を確保するため、既存校舎に外階段を設置し、屋上を避難施設として整備するもので、8月中旬に着手し11月中の完成を予定しております。

次に、学校教育について申し上げます。

外国語指導助手派遣事業については、4名のALTが帰国するとともに、新たに4名がアメリカ合衆国から着任いたしました。継続の2名と合わせた6名により、今後も英語指導や国際理解を深める教育を推進してまいります。

次に、旭市・茅野市児童交流事業について申し上げます。

本年度は、8月6日から8日までの日程で、富浦小、矢指小、共和小の5年生30名が茅野市を訪問し、交流を深めました。こうした交流を通じて、姉妹都市としての相互理解と友好親善を図るとともに、豊かな人間性や社会性を養い21世紀を担う視野の広い人材を育ててまいります。

次に、文化振興について申し上げます。

文化振興事業については、8月3日に東総文化会館を会場に第10回旭市民音楽祭を開催いたしました。当日は19団体206名の参加により、ピアノ、三川小学校と中央小学校音楽部による吹奏楽、篠笛、ロックなどが演奏され、大勢の観客の方々から好評をいただいたところであります。

今後も引き続き、市民参加による音楽活動を支援し、市民の文化意識の高揚に努めてまいります。

次に、体育振興について申し上げます。

今月5日から7日までの3日間、総合体育館において「世界ジュニア卓球選手権大会男子日本代表選手選考会」が開催され、全国各地から16名の選手が集い、熱い戦いが繰り広げられます。議員の皆さんにも、ぜひ応援をお願いするところであります。

また、10月12日には、「旭市復興支援第5回旭市民体育祭」を東総運動場において開催いたします。採点種目やオープン種目のほか、エキシビションとしての小中学校の吹奏楽や郷土芸能など、市民の一体感のさらなる醸成を図るため、多くの市民が参加できる大会にしてまいります。

さらに、10月22日と23日の2日間、あさひ健康パークにおいて「第6回向太陽杯パークゴルフ大会」を開催いたします。全国各地の選手と市内選抜選手合わせて160名が参加する予定であり、心温まるおもてなしで「食の郷」「交流の郷」をPRしてまいります。

次に、農業について申し上げます。

水田農業について、本年度は国の放射性物質検査対象から千葉県産米は除かれましたが、県は野菜等と同じモニタリング検査扱いとして、安全を確認するための放射性物質検査を行いました。検査の結果、旭産の米については8月18日に安全が確認されましたので防災無線等で周知いたしました。また、飼料用米については、本年度の取り組み面積が昨年の173ヘクタールから大きく増えて210ヘクタールとなっております。

次に、農業基盤整備事業について申し上げます。

飯岡西部地区の基盤整備工事は、9月21日に起工式を予定しており、工事に着手することとなります。今後も、県や地元農業者と連絡調整を密にして、早期完成に向けた支援を行ってまいります。

次に、畜産について申し上げます。

豚流行性下痢「PED」については、県と連携して消毒ポイントを設け、畜産関係車両の消毒を実施してまいりました。その後、ワクチンの十分な供給や各農場の消毒体制の整備により沈静化が進みましたので、県、市ともに消毒ポイントでの作業を7月25日で終了いたしました。現在は、各農場での衛生対策の徹底を県とともに指導しているところであります。

次に、交流事業について申し上げます。

ジェフユナイテッド市原・千葉レディースから、今年も中学生の選手18名が本市を訪れ、7月28日から8月1日までの5日間、受入れ農家に宿泊して農業生産の現場を体験しました。参加した選手には、暑い中での慣れない作業は大変なことであったと思いますが、ジェフの指導者からは「農家の方々との交流体験が選手の成長に大きく寄与している」と聞いており、今回受け入れていただいた6軒の農業者のご理解ご協力に感謝を申し上げます。

次に、産業まつりについて申し上げます。

「いきいき旭・産業まつり」と「ふるさとまつり・ひかた」は、今年も合同で11月9日に文化の杜公園で開催することとなりました。このまつりを通じて市民のさらなる連帯感の醸成を図るため、より良い運営に努めてまいります。

また、11月23日には「海上産業まつり」を海上コミュニティ運動公園で開催いたします。県内一の野菜生産地のPRや模擬店での各種販売、ステージイベント等での来場者へのおも

てなしを行います。なお、会場周辺は駐車場が少なく大変混雑しますので、臨時駐車場からシャトルバスでの来場をお願いしてまいります。

次に、夏期観光について申し上げます。

海水浴場については、矢指ヶ浦、飯岡ともに7月12日から8月24日までの44日間開設いたしました。冷夏の予報が一転、暑い日が続いたことから大勢の人で賑わい、事故もなく無事終了することができました。

この間、7月12日にはゲーム大会や宝探しなどを催した「サマーフェスタ・イン矢指ヶ浦」が、19日には地曳き網やゲーム大会などを催した「矢指ヶ浦復興イベント」が開催され、多くの皆様に楽しんでいただきました。

7月14日から8月7日まで、国内外のプロも参加した「あさひ砂の彫刻美術展」が開催されました。今年は七夕市民まつりまで展示期間を延長したことから、旭市を大いにPRできたものと思っております。

7月26日、27日には、「旭市いいおかYOU・遊フェスティバル」が開催され、初日の花火大会では、大会史上最多となるおよそ1万発の花火が打ち上げられ、夜空を華やかに彩りました。

また、8月6日、7日には、「地域に愛され60年」をテーマに「旭市七夕市民まつり」が開催されました。60回の節目の年となった今回は、旭地域だけでなく海上、飯岡、干潟地域からも積極的な参加をいただき「旭は一つ」の掛け声での芸の披露に感動する場面があり、また、姉妹都市の茅野市からも木遣りの出演があるなど、多くの人々で賑わい、盛況のうちに終了することができました。

さらに、夏のまつり開催に併せ、本年度は本町通り商店街、ひがた駅前商店街等の3つの商店街組織が国の支援である「地域商店街活性化事業・にぎわい補助金」を活用し、商店事業者自ら商店街に人を呼び込むイベントの開催を通じて地域の活性化が図られた今年の夏でありました。

これらの事業運営にご協力をいただきました、観光協会、商店街組織をはじめ関係機関に心から感謝を申し上げます。

次に、秋の観光について申し上げます。

恒例となりました袋公園秋の釣り大会が10月26日に、長熊釣堀センターの釣り大会が11月3日に、菊花大会が11月上旬に開催される予定であります。

次に、旧「食彩の宿いいおか荘」について申し上げます。

東日本大震災を後世に伝えるとともに、防災に関する知識の普及向上を図るため、建物1階に整備を進めておりました防災資料館が完成し、7月にオープンしたほか、隣接する市営海浜プールも4年ぶりにオープンいたしました。

今後も大勢の方に訪れていただけるような運営に努めてまいります。

次に、道の駅施設整備事業について申し上げます。

道の駅については、運営する会社の設立に向けて、6月27日に発起人会が発足しました。構成は、旭市をはじめ、ちばみどり農業協同組合、旭市商工会、海匠漁業協同組合に、市内金融機関6行を加えた10団体であります。8月25日には、第1回（仮称）株式会社道の駅旭発起人会を開催し、来年4月の会社設立に向けた協議を開始したところであります。

道の駅建設工事については、平成27年度中の開業に向けて、7月に敷地の造成工事に着手しております。

また、8月25日には建築外構工事と機械設備工事について仮契約を締結したところであり、関連する議案を本定例会に提案するものであります。

さらに、電気設備工事については、8月26日に落札業者と契約を締結したところであります。

次に、旭市イメージアップキャラクター「あさピー」について申し上げます。

東日本大震災からの復興と合併10年目の機会を捉え、全国に向けて旭の魅力を発信するとともに地域の活性化を推進するため、8月6日の第60回旭市七夕市民まつりの開会式で、「あさピー」へ特別住民票を交付しました。

今後も、市内をはじめ、市外県外のイベントなどへ積極的に参加して、より多くの方に知ってもらえるようPR活動を展開していきたいと考えております。

次に、地区懇談会について申し上げます。

市政の最新の動向について説明し、市民の皆様と直接話し合い、ご意見やご提案をいただくため、地区懇談会を10月19日から市内6か所で開催いたします。

この懇談会に、より多くの市民に参加いただき、今後の市政の進展に結びつけていきたいと期待するものであります。

最後に、新庁舎建設について申し上げます。

新庁舎については、現在、建設地の決定に向け、本年3月に策定した「旭市新庁舎建設基本構想」で示した4か所の候補地の中から選定作業を行っております。今後、パブリックコメントや市民会議を開催し、市民の皆様や議会からの意見をいただきながら建設位置を決定

してまいります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。

詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利彦） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第7 議案の補足説明及び報告の説明

○議長（高橋利彦） 日程第7、議案の補足説明及び報告の説明。

初めに、決算議案について説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 林 清明 登壇）

○財政課長（林 清明） それでは、議案第1号、平成25年度旭市一般会計決算について補足説明を申し上げます。

初めに、決算の概要について申し上げますので、お配りしております平成25年度旭市一般会計歳入歳出決算に関する説明資料を、これです、ご覧ください。

資料の1ページをお願いいたします。

第1の決算規模ですが、平成25年度一般会計の決算規模は、歳入が320億3,196万4,000円で、前年度と比べて4億3,821万1,000円、1.4%の増、歳出が289億5,543万4,000円で、前年度と比べて1億1,914万3,000円、0.4%の減となり、翌年度へ繰り越すべき財源10億8,915万6,000円を差し引いた実質収支は19億8,737万4,000円となりました。

2ページをお願いいたします。

第2の歳入の決算額ですが、第2の1表は、歳入の構成比の推移を表したものです。

平成25年度の決算では、割合が一番多いのは地方交付税で29.5%、2番目は市税で22.4%となっております。

続いて、3ページに移ります。

第2の2表は、歳入の主な4項目について決算額の推移を表したものです。

平成25年度は、前年度と比べて、市税は2.6%の増、地方交付税は0.6%の増、国県支出金

は1.2%の増、市債については18.2%の減となっております。それぞれの額は、下の表に記載したとおりであります。

次に、4ページをお願いいたします。

第3の歳出の決算額ですが、第3の1表は、目的別歳出の決算額の推移を表したものであります。

大きい順に申し上げますと、民生費、総務費、公債費、教育費、土木費、衛生費となっております。

5ページをお願いします。

第3の2表は、性質別歳出の構成比です。

人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費の割合は、前年度と比べて0.2ポイントの上昇、経常的経費の割合は1.0ポイント低下しております。

また、投資的経費の割合についても2.1ポイント低下いたしました。

次に、6ページをお願いします。

第4の財政の弾力性です。

第4表は、経常収支比率の推移を表したものです。

25年度の経常収支比率は84.9%で、前年度と比べて0.9ポイント低下いたしました。

次に、7ページをお願いいたします。

第5は、将来の財政負担であります。このうち、上のグラフ、第5の1表は、健全化判断比率の一つ、実質公債費比率の推移を表しています。

25年度の決算では11.6%となり、前年度の13.2%と比べて1.6ポイント下がっております。

なお、グラフにも表示しておりますが、早期健全化基準の25%、財政再生基準の35%を大きく下回っております。

下の第5の2表は、これも健全化判断比率の一つであります将来負担比率の推移を表しています。

これは、一般会計をはじめ、公営企業や一部事務組合、地方公社も含めて、旭市が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。

平成25年度決算の数値は58.0%となり、前年度の83.2%と比べて25.2ポイント下がりました。本数値につきましても、早期健全化基準の350%を大きく下回っております。

なお、健全化判断比率につきましては、後ほど報告第4号でご説明いたします。

次に、8ページをお願いいたします。

第5の3表は、市債現在高・借入額・償還額の推移を表しています。

市債の現在高は、平成25年度末で277億236万9,000円となり、前年度と比べて2億3,884万1,000円減少しました。

9ページをお願いします。

第5の4表は、市債現在高と交付税算入見込額を表しています。

棒グラフの平成25年度をご覧ください。

短いほうが一般会計だけ、長いほうが全会計合わせたものです。

初めに、短いほうのグラフですが、一般会計の平成25年度末の市債現在高277億236万9,000円に対しまして、交付税算入見込額が230億5,002万1,000円で、交付税算入見込額割合は約83.2%となっており、実質負担額は年々減少してきております。

長いほうのグラフの全会計では、平成25年度末の市債現在高615億6,678万7,000円に対しまして、交付税算入見込額が329億5,075万6,000円で、交付税算入見込額割合は53.5%となっておりまして。

10ページをお願いします。

第6は、基金の現在高です。

第6表は、一般会計の基金現在高の推移を表したものです。

平成25年度末における基金の総額は116億3,491万1,000円で、前年度と比べて16億8,846万5,000円増えております。

増の主な理由は、財政調整基金、庁舎整備基金及び東日本大震災復興交付金基金の増によるものであります。

なお、土地開発基金は、平成25年度をもって廃止いたしました。

特別会計を含めた全基金の総額は、下の表にありますように121億9,933万2,000円となっております。

11ページをお願いいたします。

復興関連事業費として、震災からの復興に要した事業費及び歳入についてまとめた資料で、事業費総額は32億4,509万3,000円です。

事業の主なものは、表の1番、災害復興基金積立金10億8,072万6,000円、2番、東日本大震災復興交付金積立金9億6,967万6,000円、15番、津波被災住宅再建支援事業2億2,341万円、17番、災害公営住宅整備事業は、繰越額を合わせ4億3,860万7,000円、20番、飯岡中学校改築事業2億1,720万4,000円です。

以下、12ページから22ページまでは、昨年と同様、データを整理したものを表示しております。ご覧ください。

また、23ページ以降の主な施策に関する事項は、25年度決算における主な施策の事業概要を決算書の掲載ページ順に掲載してあります。これらも後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上で、資料による説明を終わりにして、決算書によるご説明をいたしますので、決算書をご用意いただきたいと思っております。厚いやつです。

決算書の3ページから17ページまでは、歳入歳出決算書及び事項別明細書の歳入総括表でありますので、説明は省略して、18ページの歳入からご説明いたします。

左右見開きとなっておりますので、右ページの収入済額を中心にご覧いただきたいと思っております。

なお、各款ごとの平成24年度との差し引き増減は、先ほど説明いたしました決算説明資料13ページに記載してあります。併せてご覧いただければと思っております。

それでは、1款の市税は、収入済額71億6,140万7,824円で、前年度比1億8,156万1,684円、2.6%の増となっております。

20ページ、お願いします。

2款地方譲与税は、収入済額3億3,208万3,003円で、前年度比1,469万7,477円、4.2%の減となっております。

3款利子割交付金は、収入済額1,329万2,000円で、前年度比3万5,000円、0.3%の減。

4款配当割交付金は、収入済額2,546万円で、前年度比1,046万6,000円、69.8%の増。

5款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額4,700万6,000円で、前年度比4,262万8,000円、973.7%の増となりました。

4款、5款の大幅な増については、株式譲渡所得及び配当所得に対する軽減税率の廃止に伴うものであります。

次に、22ページ、お願いいたします。

6款地方消費税交付金は、収入済額6億3,353万4,000円で、前年度比544万6,000円、0.9%の減。

7款自動車取得税交付金は、収入済額1億4,790万3,000円で、前年度比4,942万円、50.2%の増。

8款地方特例交付金は、収入済額2,702万2,000円で、前年度比227万円、9.2%の増。

9款地方交付税は、収入済額が94億3,942万8,000円で、前年度比5,590万円、0.6%の増と

なっております。

内訳は、一番右側、備考欄 1 普通交付税が83億6,043万1,000円で、前年度比4,697万4,000円、0.6%の増。

備考欄 2 特別交付税が10億7,899万7,000円で、前年度比892万6,000円、0.8%の増となっております。

10款交通安全対策特別交付金は、収入済額1,337万7,000円で、前年度比14万4,000円、1.1%の増となっております。

24ページ、お願いいたします。

11款分担金及び負担金は、収入済額 6 億9,786万7,097円で、前年度比533万6,316円、0.8%の増。

12款使用料及び手数料は、収入済額 4 億2,413万924円で、前年度比356万9,635円、0.8%の減となっております。

飛びまして、28ページ、お願いいたします。

13款国庫支出金は、収入済額37億4,057万9,261円で、前年度比 1 億9,511万5,961円、5.0%の減となっております。

32ページ、お願いいたします。

14款県支出金は、収入済額23億2,915万969円で、前年度比 2 億6,475万2,326円、12.8%の増となっております。

増の主な理由ですが、35ページの「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金が 8 億9,635万7,898円と大幅な増となった一方で、強い農業づくり交付金対象事業の終了に伴い、5億8,685万円が減となった、これらの差し引きであります。

40ページ、お願いします。

15款財産収入は、収入済額6,220万8,588円で、前年度比2,731万8,957円、78.3%の増となっております。

増の主な理由は、次の42ページ、ご覧いただきたいと思えます。

2項 1 目 1 節土地売払収入、この増によるものであります。

16款寄附金は、収入済額1,267万7,840円で、前年度比108万4,771円、9.4%の増となっております。

44ページ、お願いいたします。

17款繰入金は、収入済額16億1,873万2,297円で、前年度比10億927万2,911円、165.6%の

大幅な増となっております。

増の主な理由は、2項2目災害復興基金繰入金が3億9,190万3,000円の増。

46ページに移っていただいて、2項5目東日本大震災復興交付金基金繰入金が1億1,549万9,000円の増、それから土地開発基金廃止に伴い、2項6目土地開発基金を4億8,042万5,832円繰り入れたことによるものであります。

18款繰越金は、25億1,917万5,831円、前年度比2億9,940万9,305円、10.6%の減。

19款諸収入は、収入済額3億8,542万7,958円で、前年度比1億5,817万553円の減となっております。

減の理由は、24年度は、ふるさと市町村圏基金返還金1億3,519万円、それから消防救急無線施設整備助成金2,560万3,389円などの収入がありましたが、25年度はこれらがなかったためであります。

次に、48ページの下のほうをお願いします。

20款市債は、収入済額24億150万円で、前年度比5億3,550万円、18.2%の減となりました。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

次に、歳出について、款ごとに、主な事業をご説明いたします。

それでは、56ページ、お願いいたします。

1款議会費は、支出済額2億3,339万1,545円で、前年度比5.0%の減となっております。

次に、58ページをお願いいたします。下のほうです。

2款総務費は、支出済額60億7,520万7,174円、前年度比10.2%の増で、増の主な理由は、災害復興基金、財政調整基金等への積み立ての増によるものであります。

翌年度繰越額は、繰越明許費6,213万5,000円、事故繰越し1,729万4,550円で、繰越明許に係る事業は、電算システム運用事業、旭駅バリアフリー施設整備事業の2件。事故繰越しに係る事業は、道の駅施設整備事業の1件であります。

少し飛びまして、69ページ、お願いいたします。

1項1目一般管理費、備考欄9庁舎整備基金積立金は、新たに約3億円の積み立てを行い、平成25年度末現在高を約15億円としたものであります。

少し飛びまして、75ページ、お願いします。下のほうになります。

1項4目財政管理費の備考欄2災害復興基金積立金10億8,072万6,384円は、「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金、一般寄附金としての災害見舞金、これらを財源として積み立てたものであります。

その下、備考欄 3 東日本大震災復興交付金基金積立金 9 億6,967万5,999円は、東日本大震災復興交付金を財源として積み立てたものであります。

79ページ、お願いします。

上段の 1 項 6 目財産管理費の備考欄 2 財政調整基金積立金は、剰余金、土地開発基金清算金等13億9,321万511円の積み立てを行ったものであります。

83ページをお願いします。

1 項 7 目企画費の備考欄 6 道の駅施設整備事業は、土地購入、調査・設計を行ったものであります。

85ページです。

備考欄 7 「がんばろう！旭」復興支援事業は、復興イベントの開催、復興イベントに対する補助等を行ったものであります。

総務費に係る主要事業につきましては、先ほどの決算に関する説明資料の23ページから29ページに記載してありますので、ご覧いただきたいと思えます。

少し飛びまして、116ページ、お願いいたします。

3 款民生費は、支出済額78億2,778万3,487円で、前年度比5.1%の増となっております。

翌年度繰越額は、事故繰越し231万円で、事故繰越しに係る事業は、障害者自立支援対策事業の 1 件であります。

飛びまして、127ページ、お願いいたします。

1 項 2 目障害者福祉費、備考欄11自立支援給付事業 9 億6,302万8,137円は、居宅介護等介護給付費や生活療養介護給付費等の増により、前年度比8,507万38円の増となっております。

飛びまして、141ページ、お願いいたします。

3 項 1 目児童福祉総務費、備考欄 7 子ども医療費助成事業 1 億5,390万9,138円は、平成24年12月から入院に係る医療費補助を中学 3 年生までに引き上げたこと等によりまして、2,624万6,409円の増となっております。

143ページをお願いいたします。

備考欄13こども発達センター運営事業1,750万1,474円は、25年度の新規事業で、障害のある就学前児童の発達支援を委託したものであります。

飛びまして、149ページ、お願いします。

4 目保育所費、備考欄 5 の保育所統合整備事業 3 億4,602万6,722円は、いいおか保育所の工事費等であります。

151ページ、お願いいたします。

備考欄10私立すこやか保育支援事業2,078万6,794円は、私立保育所の人材確保対策の一環として、保育士等処遇改善臨時特例事業を追加したことにより、968万3,928円の増となったものであります。

なお、民生費に係る主要事業は、説明資料の30ページから40ページに記載してあります。

154ページ、お願いいたします。

次に、4款衛生費は、支出済額15億1,195万6,725円で、前年度比3億6,498万8,915円、19.4%の減となっております。

少し飛びまして、159ページをお願いいたします。

1項1目保健衛生総務費、備考欄7飯岡保健センター管理費5,531万7,455円は、前年度比3,665万2,966円の大幅な増となっておりますが、これは空調設備改修工事を行ったことによるものであります。

171ページをお願いいたします。

1項4目環境衛生費の備考欄2環境衛生事務費1億3,692万3,282円は、前年度比4,029万1,887円の増となっておりますが、主な理由は、東総衛生組合負担金の増によるものであります。

185ページをお願いいたします。

2項1目塵芥処理費の備考欄4災害廃棄物処理事業6,552万1,000円は、前年度比3億7,558万1,015円の大幅な減となっておりますが、これは震災で発生した瓦れきの処理が順調に進んだためであります。

衛生費に係る主要事業は、説明資料の41ページから49ページに記載しております。

下のほう、184ページの下のほうです。

5款労働費は、支出済額158万4,104円で、前年度比2,757万7,491円、94.6%の大幅な減となっております。これは、働く婦人の家を廃止したことによるものであります。

次に、186ページ、お願いいたします。

6款農林水産業費は、支出済額6億3,124万686円、前年度比6億5,074万1,629円、50.8%の大幅な減となっております。

翌年度繰越額は、繰越明許費9,860万円となっており、繰越明許に係る事業は、減災林整備事業の1件であります。

少し飛びまして、193ページ、お願いいたします。

1項3目農業振興費の備考欄5水田農業構造改革推進事業3,363万7,659円は、水田農業を保持していくため、転作等に対する補助を行ったものであります。

195ページ、お願いします。

備考欄9園芸生産強化支援事業7,907万1,082円は、「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金として、認定農業者や生産者団体が行う園芸生産施設や機械等の整備に対して補助を行ったものに加えまして、25年度は燃料高騰対策として、燃料に補助金を支給したものであります。

205ページ、お願いいたします。

2項1目林業総務費、備考欄3減災林整備事業は、津波被害対策として三川地区、中谷里地区に保安林減災盛土工事を行うもので、25年度は、三川地区は調査設計、中谷里地区は工事を完了いたしております。

農林水産業費に係る主要事業は、説明資料の50ページから55ページに記載しております。

少し飛びまして、208ページ、お願いいたします。

7款商工費は、支出済額4億2,851万8,156円、前年度比7,507万4,558円、21.2%の増となっております。

翌年度繰越額は、繰越明許費2,081万4,000円で、繰越明許に係る事業は、観光施設整備事業の1件であります。

215ページ、お願いいたします。

1項2目商工振興費の備考欄7中小企業復旧支援事業2,962万3,000円は、震災により被害を受けた商工観光業者が施設等の復旧整備等を行った場合に補助を行ったものであります。

221ページ、お願いいたします。

1項3目観光費の備考欄4観光施設整備事業6,274万1,025円は、東日本大震災と火災による被害を受けた旧食彩の宿いいおか壮の修繕及び避難施設としての改修等を行ったものであります。

商工費に係る主要事業は、説明資料の56ページから61ページに記載しております。

222ページ、お願いいたします。

8款土木費は、支出済額26億522万1,418円、前年度比3億844万4,824円、13.4%の増で、翌年度繰越額は、繰越明許費8億6,542万400円、事故繰越し1,615万5,720円となっております。

繰越明許に係る事業は、蛇園南地区流末排水整備事業、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事

業、津波避難道路整備事業等、全5事業で、事故繰越しに係る事業は、道路維持補修事業、旭中央病院アクセス道整備事業の2事業であります。

少し飛びまして、233ページ、お願いいたします。

2項3目道路新設改良費の備考欄6、7及び8の蛇園南地区流末排水整備事業は、繰越明許、事故繰越しを含めて1億5,986万500円で、同地区の排水改善のため、平成21年度から27年度までの事業として実施しているものであります。

次のページ、235ページをお願いいたします。

一番上、備考欄10から13までの飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は、繰越明許、事故繰越しを含めて1億1,280万2,731円となりますが、主な内容は、工事請負費、用地取得費、調査・設計委託料等であります。

次のページ、2項5目橋梁新設改良費の備考欄1と2の橋梁新設改良事業は、繰越明許分を含めて、8,338万9,300円となりますが、内容は、文化の杜公園南側橋梁の工事請負費であります。

少し飛んで、241ページ、お願いいたします。

3項2目街路費の備考欄2と3、街路整備事業は、繰越明許を含めて1億3,514万1,159円となりますが、谷丁場遊正線の道路新設工事、用地取得、物件補償などを行ったものであります。

251ページをお願いいたします。

4項2目住宅建設支援費の備考欄2津波被災住宅再建支援事業2億2,341万円は、東日本大震災の津波で被災した世帯で、住宅を建設、購入または補修した被災者、これを対象に、その一部に補助したものであります。

その下です。

4項3目住宅建設費の備考欄1と、次、253ページ、備考欄2の災害公営住宅整備事業は、繰越明許分を含めて4億3,860万6,650円となっておりますが、その内容は、災害公営住宅建設に係る工事請負費、設計・監理委託料が主なものであります。

なお、土木費に係る主要事業は、説明資料の62ページから74ページに記載しております。

同じく250ページで、9款消防費は、支出済額11億4,097万5,689円、前年度比3億357万1,405円、21.0%の減となっております。

翌年度繰越額は、繰越明許費1億3,005万6,000円で、繰越明許に係る事業は、災害に強い地域づくり事業の1件であります。

少し飛びまして、263ページ、お願いいたします。

1項3目災害対策費の備考欄2、3及び265ページの備考欄4の災害に強い地域づくり事業は、繰越明許、事故繰越し分を含めて4,783万2,826円となりますが、津波避難施設整備工事、防災備蓄倉庫設置工事が主なものであります。

なお、消防費に係る主要事業は、説明資料の75ページから78ページに記載してあります。

次に、264ページ、お願いいたします。

10款教育費は、支出済額26億3,255万6,967円、前年度比3億7,276万6,984円、12.4%の減で、翌年度繰越額は、繰越明許費9億9,056万1,000円となっております。

翌年度への繰越し事業は、小学校大規模改造事業等3事業であります。

少し飛びまして、279ページ、お願いいたします。

2項1目学校管理費の備考欄5と6小学校大規模改造事業は、繰越明許分を含めて2億9,325万5,702円で、嚶鳴小学校、三川小学校、富浦小学校、飯岡小学校、琴田小学校の大規模改造工事に係るものであります。

少し飛びまして、283ページ、お願いいたします。

2項2目教育振興費の備考欄8放課後児童クラブ室建設事業5,656万5,959円は、嚶鳴小学校敷地内に児童クラブ専用施設の設置及び干潟児童クラブ室、琴田児童クラブ室の設計業務委託料であります。

287ページをお願いします。

3項1目学校管理費の備考欄4飯岡中学校改築事業2億1,720万3,650円は、飯岡中学校改築に係る用地購入費等であります。

教育費に係る主要事業は、説明資料の79ページから88ページに記載してあります。

飛びまして、342ページをお願いします。

11款災害復旧費は、支出済額4,550万2,200円で、翌年度繰越額は、繰越明許費2,808万2,000円となっております。

繰越明許に係る事業は、道路橋梁災害復旧費1件であります。

災害復旧費の主なものを申し上げます。

一番下の3項1目道路橋梁災害復旧費の備考欄1と、次のページ、備考欄2の道路橋梁災害復旧費は、事故繰越しを含めて3,195万6,200円となっておりますが、その内容は、道路工事の工事請負費、調査・設計委託料が主なものであります。

345ページ、お願いいたします。

中ほどの4項2目社会教育施設災害復旧費1,354万6,000円は、大原幽学旧宅南側斜面の復旧工事を行ったものであります。

災害復旧費に係る主要事業は、説明資料の89ページに記載してあります。

次に、左側、344ページ、左側ですが、12款公債費は、支出済額29億7,496万5,490円で、前年度比5,529万259円、1.8%の減となりました。

以上で、議案第1号、平成25年度旭市一般会計決算について補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋利彦） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで午後1時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時16分

再開 午後1時30分

○議長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の補足説明を求めます。

議案第2号、議案第3号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 渡邊 満 登壇）

○保険年金課長（渡邊 満） 議案第2号、平成25年度旭市国民健康保険事業特別会計決算について補正説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、平成25年度の国民健康保険事業の状況について申し上げます。

年間平均の世帯数は1万3,171世帯で、前年度比140世帯、1.1%の減であります。また、被保険者数は2万7,176人で、前年度比731人、2.6%の減であります。年度末の加入割合は世帯比で53.7%、人口比で38.9%となっております。

被保険者数の内訳であります。一般被保険者数が2万6,189人で、前年度比667人、2.5%の減であります。退職被保険者数は987人で、前年度比64人、6.1%の減であります。介護保険2号被保険者は1万1,256人で、前年度比506人、4.3%の減となっております。

それでは、決算についてご説明申し上げます。

349ページをお開きください。

まず、事業勘定において、歳入決算額は93億9,536万469円で、前年度比1.2%の減となり、歳出決算額については90億1,209万4,740円で、前年度比423万7,461円の増となっております。

358ページをお開きください。

歳入歳出差引残額3億8,326万5,729円につきましては、平成26年度に財政調整基金に1億9,200万円を積み立てまして、残額の1億9,126万5,729円は繰越金とするものです。

歳入歳出の主な事項につきましては、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

369ページをお開きください。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1款国民健康保険税の収入済額は24億5,121万5,841円となり、前年度比で2.7%の増となっております。収納率は66.4%となり、前年度と比べて2.9ポイント上昇しました。また、不納欠損額は1億2,511万1,769円で、収入未済額は11億1,536万7,954円であります。

371ページをご覧ください。

4款国庫支出金の収入済額は25億8,541万1,462円となり、前年度比4.6%の減であります。

1項1目療養給付費等負担金の収入済額は19億7,245万6,370円となり、前年度比0.3%の増であります。

2目高額医療費共同事業負担金の収入済額は6,679万6,092円であります。

3目特定健康診査事業費等負担金は1,668万9,000円であります。

373ページをご覧ください。

2項1目財政調整交付金の収入済額は5億2,929万8,000円で、前年度比21.0%の減であります。内訳は、普通調整交付金として2億9,735万2,000円、特別調整交付金として2億3,194万6,000円であります。

5款1項1目療養給付費等交付金は、65歳未満の方のうち退職被保険者の医療費に対する交付金で、収入済額は2億9,946万3,000円となり、前年度比10.6%の減であります。

6款1項1目前期高齢者交付金は、65歳以上74歳以下の方に係る医療費への交付金となります。収入済額は10億6,761万9,789円となり、前年度比5.8%の減であります。

7款県支出金、1項1目高額医療費共同事業負担金の収入済額は、国庫負担金と同額の6,679万6,092円であります。

2目特定健康診査事業費等負担金は1,668万9,000円であります。

375ページをご覧ください。

2項1目県財政調整交付金は5億4,627万2,000円で、前年度比4.0%の減であります。内訳は、普通調整交付金として3億6,525万4,000円、特別調整交付金として1億8,101万8,000円であります。

8款共同事業交付金の収入済額は11億2,278万1,102円で、前年度比2.9%の減となっております。その内訳を申し上げますと、1項1目高額医療費共同事業交付金の収入済額については、2億2,482万4,683円で、前年度比12.7%の減となっております。これは、高額医療費のうち、1か月につき80万円を超えるものについて交付の対象となるものであります。

2目の保険財政共同安定化事業交付金については、その収入済額は8億9,795万6,419円で、前年度比0.1%の減となっております。内容としましては、高額医療費のうち1か月につき30万円を超え80万円以下のものが交付の対象となっております。

10款の繰入金について申し上げます。

1項1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金は、収入済額が1億7,523万3,053円となり、前年度比2.2%の減であります。内訳は、保険税軽減分が1億3,401万3,800円、保険者支援分が4,121万9,253円であります。

2節職員給与費等繰入金の収入済額は4,405万8,000円となり、前年度比6.8%の減であります。

3節出産育児一時金等繰入金の収入済額は3,190万円となり、前年度比30.8%の減であります。

377ページをご覧ください。

4節財政安定化支援事業繰入金の収入済額は2,082万9,000円となり、前年度比0.3%の増であります。

5節その他一般会計繰入金の収入済額は3億円となっております。

2項1目財政調整基金繰入金の収入済額は3億5,000万円となっております。

11款繰越金の収入済額は2億5,003万7,168円となっております。

12款諸収入の収入済額は6,580万5,472円で、主なものは保険税に係る延滞金や特定健診の受託収入並びに交通事故等による第三者納付金などであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

383ページをご覧ください。

1款総務費の支出済額は4,002万2,480円となり、前年度比5.4%の減であります。内訳は、国保事業の管理運営費である一般管理費1,815万6,250円と、国保税徴収に係る賦課徴収費

1,853万8,965円が主であります。

385ページをご覧ください。

2款保険給付費の支出済額は54億2,503万7,443円となり、前年度比3.2%の減であります。また、審査支払手数料と第三者納付金並びに返納金を差し引いた1人当たりの給付費は19万7,767円で、前年度比1.1%の減であります。

1項療養諸費の支出済額は48億211万2,170円となり、前年度比3.4%の減であります。

387ページをご覧ください。

2項高額療養費の支出済額は5億6,901万293円となり、前年度比2.6%の増であります。

391ページをご覧ください。

3款後期高齢者支援金の支出済額は14億2,871万6,889円となり、前年度比3.2%の増であります。

4款前期高齢者納付金の支出済額は142万8,004円となり、前年度比0.4%の増であります。

393ページをご覧ください。

6款介護納付金の支出済額は6億9,562万4,686円となり、前年度比2.9%の増であります。これは、第2号被保険者分の納付金であり、1人当たりの負担額は5万9,588円で、1万2,041人分を支払基金へ納めたもので、前年度に対しまして1人当たり3,034円の増であります。

7款共同事業拠出金は11億2,887万9,820円で、前年度比6.1%の増であります。その主な内容を申し上げますと、1項1目高額医療費共同事業拠出金の支出済額は2億6,718万4,368円で、前年度比21.0%の増であります。

2目の保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、歳入の交付金のところでもご説明しましたとおり、1か月につき30万円を超え80万円以下の高額医療費が対象でありまして、その支出済額は8億6,169万3,764円で、前年度比2.1%の増であります。

395ページをご覧ください。

8款保健事業費は1億895万6,923円となり、前年度比4.3%の増であります。

397ページになります。

11款諸支出金は1億8,313万796円で、その主なものは、399ページになりますが、国庫支出金の精算に伴う返還金及び国保税の還付金並びに中央病院と滝郷診療所への繰出金であります。

少し飛びまして420ページをご覧ください。

実質収支に関する調書は、記載のとおりであります。

359ページへお戻りください。

施設勘定、滝郷診療所の決算についてご説明申し上げます。

歳入決算額は8,228万9,218円となり、前年度比12.1%の増となっております。歳出決算額は7,963万5,713円となり、前年度比44.6%の増となります。

364ページをご覧ください。

歳入歳出差引残額265万3,505円につきましては、平成26年度に財政調整基金へ133万円を積み立てまして、残額132万3,505円は繰越金とするものであります。

歳入歳出の主な事項につきましては、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

飛びまして、405ページをご覧ください。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1款診療収入の収入済額は6,560万1,373円となり、前年度比12.3%の増であります。これは、診療日数増加に伴う患者数の増によるものであります。

407ページをご覧ください。

6款繰入金の収入済額は740万円となっております。

7款繰越金の収入済額は881万9,004円であります。

8款諸収入の収入済額は37万9,250円で、主な内容は校医嘱託料等であります。

続いて、歳出になりますが、413ページをお開きください。

1款総務費ですが、支出済額は4,283万8,560円となり、前年度比131.9%の増となっております。医師採用及び業務日数増による職員給与費の増によるものであります。

415ページをご覧ください。

2款医業費ですが、これは医薬品や機材の購入費でありまして、支出済額は3,664万7,543円となり、前年度比0.2%の増であります。

421ページをご覧ください。

実質収支に関する調書は、記載のとおりであります。

以上で議案第2号、平成25年度旭市国民健康保険事業特別会計決算についての補足説明を終わります。

それでは続きまして、議案第3号、平成25年度旭市後期高齢者医療特別会計決算についての補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、平成25年度の後期高齢者医療の状況について申し上げます。

被保険者数の年間平均は9,077人で、前年度比76人、0.8%の増であります。被保険者数の内訳は、一部負担金の割合で3割負担の方が303人で、前年度比15人、4.7%の減、1割負担の方は8,774人で、前年度比91人、1.0%の増となっております。

保険料率につきましては、平成24年度と同様に、旭市においては制度開始前の医療費が低いことから、軽減措置がとられ、県下均一の年額3万7,400円のところを、1,600円安い3万5,800円となっております。所得割につきましても、7.29%のところを0.32ポイント低い6.97%となっております。また、限度額につきましては、県下一律で55万円となっております。

なお、保険料の軽減につきましては、世帯の所得の状況に応じまして、均等割においては、9割、8.5割、5割、2割の軽減、所得割においても5割軽減がとられております。また、国民健康保険以外の健康保険の被扶養者であった方は、所得割はかかわらず、均等割も9割軽減されております。

それでは、決算についてご説明申し上げます。

423ページをお開きください。

歳入決算額は4億7,569万4,616円で、前年度比3.8%の増となり、歳出決算額は4億6,164万8,503円で、前年度比3.3%の増となっております。歳入歳出差引残額は、428ページにございますように1,404万6,113円でありまして、平成26年度への繰越金とするものです。

決算の内容につきましては、決算事項別明細書により主な項目についてご説明申し上げます。

433ページをお開きください。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1款保険料の収入済額は3億2,446万7,373円となり、前年度比で3.7%の増となっております。収納率は99.4%であります。また、不納欠損額は10万8,300円で、収入未済額は243万3,027円であります。

2款繰入金の収入済額は1億3,789万6,634円で、前年度比4.1%の増となっております。これは、徴収事務費等に係る経費と保険料の軽減分に関する県と市の負担金を繰り入れたものです。

3款繰越金の収入済額は、1,143万8,398円となっており、前年度比17.7%の増となっております。

4 款諸収入の収入済額は198万2,211円となり、前年度比44.3%の減となっております。この主な内容は、保険料の延滞金及び還付金収入と、広域連合からの賦課徴収業務委託金であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

439ページになります。

1 款総務費の支出済額は1,205万6,996円となり、前年度比12.2%の増であります。

1 項 1 目一般管理費の1,012万1,277円は、広域連合に代わって各種届け出を処理するための事務的経費で、前年度比16.7%の増であります。

2 項 1 目徴収費の193万5,719円は保険料の徴収に要した経費で、前年度比6.9%の減であります。

2 款広域連合納付金の支出済額は4億4,901万407円となり、前年度比3.2%の増であります。これは、徴収した保険料と低所得者等の保険料軽減分を、保険基盤安定拠出金として広域連合へ納付したものであります。

441ページになります。

3 款諸支出金の支出済額は58万1,100円となり、前年度比47.4%の減であります。これは、保険料還付金であります。

442ページになります。

実質収支に関する調書は、記載のとおりであります。

以上で、議案第3号、平成25年度旭市後期高齢者医療特別会計決算についての補足説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第4号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 石毛健一 登壇）

○高齢者福祉課長（石毛健一） 議案第4号、平成25年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入る前に、25年度末における介護保険の状況について申し上げます。

お手元の決算に関する説明資料をお願いいたします。

1 ページをお開きください。

1 番の高齢者等人口等ですが、この資料は平成26年3月末の状況を、第5期介護保険事業計画と比較しておりますが、私の補足説明は前年度と比較して説明いたします。

上から2行目のB欄になります。

65歳以上の第1号被保険者は1万7,877人で、前年度比562人の増となり、伸び率3.2%となりました。

3行下になります。

65歳以上の人口比率、いわゆる高齢化率は26.2%で、前年度比1.0ポイントの増となりました。

要介護認定者数は2,659人で、前年度比119人の増、伸び率4.7%となりました。

一番下の欄になりますが、第1号被保険者に占める割合は14.3%で、前年度比0.2ポイントの増となりました。

以下、2番は介護度別認定者数、2ページは、3番、介護保険料、4番、所得段階別第1号被保険者数、3ページは5番、保険料納付状況、6番、保険給付費のサービス別支出状況で、記載のとおりとなっております。後ほどご覧いただきたいと思います。

それでは、決算書のほうをご用意ください。

決算の内容については、前年度と比較しながら主なものを説明いたします。

443ページをお開きください。

歳入歳出予算額45億7,500万円に対し、歳入決算額は44億2,374万7,456円で、前年度と比較して4.1%の増となりました。

歳出決算額は43億3,784万383円で、前年度と比較して4.6%の増となり、歳入歳出差引残額は8,590万7,073円となりました。

次の444ページから448ページの歳入歳出決算の内容については、444ページからの事項別明細書の中でご説明いたします。

次の450ページと451ページは歳入の総括表ですので、説明は省略しまして、452ページの歳入から順を追って説明いたします。

それでは、452ページをお願いいたします。

1款保険料の収入済額は8億5,794万3,098円で、前年度と比較して5.9%の増となりました。収納率は95.9%であります。

3行下になります。

1項1目第1号被保険者保険料、1節現年度分特別徴収保険料の収入済額は7億7,178万4,220円となります。

2節現年度分普通徴収保険料の収入済額は8,083万2,324円となりました。

3 節過年度分普通徴収保険料の収入済額は532万6,554円となりました。

2 款国庫支出金の収入済額は10億764万580円で、前年度と比較して0.9%の増となりました。内容は、介護給付費負担金並びに調整交付金及び地域支援事業交付金の、それぞれルール分と介護保険災害臨時特例補助金です。

3 款支払基金交付金の収入済額は12億1,098万7,736円で、前年度と比較して3.2%の増となりました。内容については、454ページになります。第2号被保険者の介護納付金に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、介護給付費交付金と地域支援事業支援交付金のルール分でございます。

4 款県支出金の収入済額は6億2,113万8,290円で、前年度と比較して6.1%の減となりました。内容は、介護給付費負担金と地域支援事業交付金のルール分です。

6 款繰入金は、1 項の一般会計繰入金として、介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金及び事務費繰入金で、6億1,839万2,000円で、前年度と比較して5.3%の増となりました。

456ページをお願いいたします。

7 款繰越金の収入済額は1億6万8,848円で、前年度からの繰越金となります。

8 款諸収入の収入済額は753万3,680円で、内訳といたしましては、延滞金7万6,000円、第三者納付金322万6,137円、地域支援事業利用収入421万4,076円、雑入1万7,467円で、備考欄記載のとおりでございます。

以上で、歳入関係の説明を終わります。

次に、458ページと459ページは歳出の総括表ですので、説明は省略して、460ページの歳出から順を追って説明いたします。

それでは、460ページをお願いいたします。

1 款総務費の支出済額は5,142万8,062円で、主な経費は介護保険料賦課徴収に係る経費、及び認定審査会、認定調査費等でございます。

一番下の欄になりますが、3 項1 目介護認定審査会費は、審査会に係る経費2,178万5,638円で、認定審査会回数は96回、審査件数は2,970件です。

462ページをお願いいたします。

2 目認定調査費は認定調査に係る経費1,320万484円で、調査件数は3,067件です。

464ページをお願いいたします。

2 款保険給付費の支出済額は41億6,415万9,903円で、前年度比1億5,494万8,060円の増で、伸び率3.9%となりました。保険給付の月平均利用者数は、居宅サービスが1,608人、地域密

着型サービスが86人、施設サービスが612人で、合計2,306人です。

1 項介護サービス等諸費は要介護の保険給付費で、主なものは1 目居宅介護サービス給付費が14億9,381万9,621円、2 目地域密着型介護サービス給付費は2 億6,434万3,148円で、原則として旭市民が利用できるサービスで、認知症対応型のグループホームと小規模特別養護老人ホームが該当いたします。

3 目施設介護サービス給付費は18億1,300万6,155円で、月平均の施設入所者数は612人です。

466ページをお願いいたします。

6 目居宅介護サービス計画給付費は2 億1,579万6,378円で、これはケアプラン作成費でございます。

2 項介護予防サービス等諸費は8,778万7,835円で、要支援者の保険給付費です。

468ページをお願いいたします。中段になります。

3 項1 目審査支払手数料は364万4,198円で、国保連合会の介護給付費に係る審査支払手数料で6 万2,831件分です。

4 項高額介護サービス等費は6,727万7,792円で、利用者負担が高額になったときに支給するもので、6,487件分です。

470ページをお願いいたします。下段になります。

6 項特定入所者介護サービス等費は1 億8,746万670円で、低所得者対策としての補足給付に係るもので、26年度末における軽減対象者は688人でした。

472ページをお願いいたします。中段になります。

4 款基金積立金の支出済額は1,343万4,000円です。これは、前年度剰余金と利子分を積み立てたもので、25年度末の介護保険給付費準備基金の残高は1 億2,745万5,195円となりました。

5 款地域支援事業費の支出済額は5,094万4 円となりました。

474ページをお願いいたします。

地域支援事業の主なものは、1 項1 目介護予防二次予防対象高齢者施策事業費の備考欄2 番、通所介護予防事業382万2,876円で、介護予防拠点において、運動器による機能向上等の予防事業を行ったもので、対象者は延べ280人でございます。

476ページをお願いいたします。

2 項1 目包括的支援事業費の支出済額は2,091万5,133円で、主なものは備考欄の3 番、総

合相談・支援事業の13、委託料500万円で、市内五つの事業所に在宅介護支援センター事業を委託したものです。

478ページをお願いいたします。

3項1目任意事業費の支出済額は2,168万6,837円で、主なものは備考欄記載のとおり、1番家族介護用品給付事業、2番介護相談員派遣事業、3番配食サービス事業等を行いました。

480ページをお願いいたします。

6款諸支出金の支出済額は5,787万8,414円で、主なものは1項2目償還金5,731万404円で、これは24年度保険給付費の精算による国・県、支払基金及び一般会計への返還金です。

以上で歳出関係の説明を終わります。

482ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書は、記載のとおりです。

以上で議案第4号の補足説明を終わりにいたします。

○議長（高橋利彦） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第5号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 石毛 隆 登壇）

○下水道課長（石毛 隆） 議案第5号、平成25年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、公共下水道事業の状況についてご説明申し上げます。

歳入歳出決算に関する説明資料をお願いいたします。

2ページになります。

1の普及状況です。平成25年度末の処理区域面積は191.8ヘクタールで、事業認可区域202ヘクタールに対しまして95%が整備されました。普及率、これにつきましては、行政区域内人口6万8,241人に対して、処理区域内人口6,502人で9.5%となっており、前年度比0.2ポイント増となっております。また、水洗化率は、処理区域内人口6,502人に対して、使用人口3,754人で57.7%、前年度比0.3ポイント増となっております。

それでは、内容につきまして、決算書によりご説明申し上げます。

決算書の483ページをお開きください。

平成25年度の下水道事業特別会計の決算額は、歳入7億2,002万2,392円、歳出6億5,337万5,259円で、歳入歳出差引残額は、488ページでございますが、6,664万7,133円となりました。歳入歳出決算額の主な内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

す。

492ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金は下水道事業受益者負担金で、収入済額3,891万4,800円です。なお、収納率は67.2%で、前年度比14.9ポイント増となりました。

2款使用料及び手数料は、主に1項1目下水道使用料、収入済額9,826万9,929円で、収納率は98.4%、前年度比2.5ポイント増となりました。

3款国庫支出金は4,026万円でありまして、管渠建設事業費等に対する補助金で、補助率2分の1でございます。

5款繰入金は3億5,307万1,248円で、全体事業費から使用料、特定財源等を差し引いた不足額を一般会計から繰り入れたものでございます。

6款繰越金は1億104万7,573円で、前年度繰越金でございます。

494ページをお願いいたします。

8款市債は8,830万円でありまして、建設事業費等に係ります地方債でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。

498ページをお願いいたします。

1款総務費の支出済額は5,902万9,185円で、公共下水道事業に係る人件費及び事務経費でございます。

500ページをお願いいたします。

2款事業費は、支出済額2億7,505万9,553円でございます。

1項管理費は1億5,302万6,255円で、施設維持管理費に係る人件費や運転業務委託料、汚泥運搬処理業務委託料等でございます。

不用額の2,371万2,745円の主な内容といたしましては、運転業務委託料などの入札執行残や、維持管理において光熱費の支出が少なかったことなどによるものでございます。

502ページをお願いいたします。

2項工事費は支出済額1億2,203万3,698円でございます。主な内容といたしましては、13節委託料9,478万円、15節工事請負費の2,661万2,250円で、二袋地区面整備工事と同地区で平成24年度に面整備工事を実施した箇所舗装復旧工事等を行ったものであります。また、翌年度繰越額は繰越明許費2,775万6,000円で、繰り越した事業は管渠工事でございます。

不用額5,384万7,302円の主な内容といたしまして、15節工事請負費の入札執行残、19節負担金補助及び交付金において、管渠工事に伴う水道管の切り回し工事に係る負担金が現場対応により不要となったことなどによるものでございます。

504ページをお願いいたします。

3款公債費は3億1,928万6,121円でありまして、起債借入金の償還金でございます。内訳といたしましては、元金支払費2億2,922万5,645円、利子支払費が9,006万476円でございます。

最後に506ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書であり、記載のとおりでございます。

以上で議案第5号の補足説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第6号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 高木寛幸 登壇）

○農水産課長（高木寛幸） それでは、議案第6号、平成25年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に平成25年度末における農業集落排水事業の状況について申し上げます。

歳入歳出決算に関する説明資料の2ページを、農業集落排水事業状況一覧、これをご覧いただきたいと思っております。

1番の普及事業ですけれども、平成25年度、全体の処理区域内人口2,228人に対しまして、使用人口は1,552人です。普及率は68.8%となっております。

それでは、決算書について内容をご説明させていただきたいと思っております。

決算書の507ページをお開きいただきたいと思っております。

歳入歳出予算額6,886万円に対しまして、歳入決算額につきましては7,108万6,929円で、執行率は103.2%となりました。歳出決算額につきましては5,950万1,541円で、執行率は86.4%となりました。

次に、内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

少し飛びまして516ページをお開きください。

歳入についてご説明いたします。

1款分担金及び負担金、この収入済額546万円は現年度分で、江ヶ崎地区5件、琴田地区

2件となっております。収入未済額498万8,000円の未納件数は、いずれも過年度分で、江ヶ崎地区6件、琴田地区7件となります。

続きまして、2款使用料及び手数料の収入済額1,568万8,308円は処理施設の使用料であります。徴収率は97.4%でございます。内訳といたしましては、江ヶ崎地区現年度分1,075万1,840円、過年度分5万5,335円、琴田地区現年度分487万6,723円、過年度分4,410円であります。

3款繰入金の3,197万円は、全体事業費から特定財源を差し引いた不足額を一般会計から繰り入れたものでございます。

4款繰越金の1,796万8,621円は、前年度繰越金が862万8,621円、繰越明許費繰越金が934万円でございます。

5款諸収入については、ございませんでした。

以上で歳入関係の説明を終わります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

520ページをお開きください。

1款総務費の支出済額583万3,773円で、農業集落排水事業に係る人件費及び事務経費でございます。

2款事業費の支出済額3,119万4,650円は、江ヶ崎地区、琴田地区それぞれの処理施設の維持管理費並びに資源循環事業費となっております。

続きまして、522ページをお開きください。

3款公債費は、地方債の償還金及び償還利子で1,911万3,118円となります。借入先は財務省財政融資資金及び地方公共団体金融機構です。なお、平成25年度末の地方債残高は2億4,328万2,831円となります。

524ページをお開きください。

4款繰出金は336万円であります。これは、歳入で受けました受益者分担金を一般会計へ繰り出したものです。

最後に526ページをご覧いただきたいと思っております。

実質収支に関する調書につきましては、記載のとおりでございます。

以上で議案第6号の補足説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第7号について、水道課長、登壇してください。

(水道課長 鈴木邦博 登壇)

○水道課長(鈴木邦博) 議案第7号、平成25年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について補足説明を申し上げます。

初めに、水道事業の概況からご説明申し上げます。

決算書の11ページをお開きください。

(1) 総括事項、3行目になりますが、平成25年度はさくら台、横根地区の配水管布設工事等を実施いたしました。

次に、業務状況でございますが、年度末の給水人口は5万7,867人、給水件数は1万9,388件となりました。普及率は84.8%で、前年度と比較しますと1.0ポイント増となりました。年間給水量は581万2,495立法メートルで、前年度と比較しますと2,658立法メートルの増となりました。

また、料金収入の基礎となります年間有収水量は553万7,533立法メートルとなり、前年度と比較しますと3万8,512立法メートルの減となりました。有収率は95.3%で、前年度と比較しますと0.7ポイント減となりました。

建設状況は、建設改良工事としてさくら台、横根地区に、口径50ミリメートルから300ミリメートルの耐震性配水管等を延べ987.3メートル布設いたしました。

経理状況につきましては、この後の決算状況の中でご説明させていただきます。

前に戻りまして、1ページのほうをお願いいたします。

平成25年度の決算報告書でございます。

初めに、(1) 収益的収入及び支出について申し上げます。

収入につきましては、第1款水道事業収益の予算額15億1,140万2,000円に対しまして、決算額は14億9,567万6,192円となり、収入率は99.0%となりました。内訳は、第1項の営業収益は水道料金等であり、第2項の営業外収益は一般会計補助金等で、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

支出につきましては、第1款水道事業費用の予算額14億2,977万7,000円に対しまして、決算額は13億7,507万1,739円となり、執行率は96.2%となりました。内訳は、第1項の営業費用は受水費、減価償却費、人件費等で、第2項の営業外費用は企業債利息等、第3項の特別損失は不納欠損等の過年度損益修正損であり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、2ページのほうをお開きください。

(2) の資本的収入及び支出について申し上げます。

収入の部の第1款資本的収入は、予算額1億7,769万6,000円に対し、決算額は1億2,200万9,050円となり、収入率は68.7%となりました。内訳は、第1項企業債は干潟配水場高区圧力タンク更新にかかわる企業債であり、第2項負担金は消火栓設置や飯岡中学校、いいおか保育所への配水管布設に伴う一般会計からの負担金で、第3項は給水申し込みの納付金であり、第4項出資金は一般会計からの出資金で、第5項補助金はさくら台の配水管布設工事に対する国庫補助金であり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

支出の部に入ります。

第1款資本的支出は、予算額3億5,472万円に対し決算額は2億3,024万998円となり、執行率は64.9%となりました。内訳は、第1項建設改良費は、さくら台、横根地区の配水管布設工事及び干潟配水場高区圧力タンク更新工事等であり、第2項企業債償還金は建設改良費等にかかわる企業債償還元金で、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

2ページが一番下の欄外になりますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億823万1,948円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額255万3,568円と、減債積立金1億567万8,380円で補填をいたしました。

続いて、3ページの損益計算書をご覧ください。

1の営業収益として、2列目の数字になりますが、14億2,350万500円、2の営業費用として12億8,494万9,478円、差し引き営業利益は、3列目の1億3,855万1,022円となりました。

続いて、4ページをご覧ください。

3の営業外収益として、2列目になりますが、139万1,259円、4の営業外費用として2,145万4,642円、差し引きは3列目のマイナス2,006万3,383円となり、3ページの営業利益を加えますと経常利益は1億1,848万7,639円となりました。

6の特別損失は、3列目になりますが、マイナス48万8,880円で、前段の経常利益に加えますと1億1,799万8,759円が、平成25年度の純利益となり、当年度未処分利益剰余金も同額となります。

次に、5ページの剰余金計算書をご覧ください。

表の左の資本金でございますが、前年度末残高は22億3,204万9,844円であり、当年度の変動額は、中ほどの段になりますが、一般会計出資金の受け入れ、減債積立金からの組み入れ、企業債の発行、企業債の償還で、合計1,669万9,348円の増となり、当年度末残高は、一番下になりますが、22億4,874万9,192円となりました。

次に、資本剰余金のうち受贈財産評価額は、宅地開発等により開発者負担で水道管を布設

したもののうち、道路部分について寄附を受けたもので、前年度末残高 4 億2,227万8,280円に当年度受入額3,224万8,655円を加えまして、当年度末残高は 4 億5,452万6,935円となりました。補助金は、国、県、市からの補助金で、前年度末残高11億4,464万3,263円に当年度受入額1,160万円を加え、当年度末残高は11億5,624万3,263円となりました。

負担金は、他会計負担金及び工事負担金でありまして、前年度末残高 5 億2,983万6,396円に当年度受入額2,699万1,468円を加えて、当年度末残高は 5 億5,682万7,864円となりました。

給水申込納付金は、前年度末残高15億7,141万9,280円に当年度受入額4,588万3,000円を加えまして、当年度末残高は16億1,730万2,280円となりました。

その他、資本剰余金の当年度末残高は、前年度末残高42万8,640円に変動はございません。以上、5 項目の資本剰余金の合計当年度末残高は37億8,532万8,982円となります。

次に、利益剰余金でございますが、表の右から 3 列目の未処分利益剰余金は、前年度末残高の 1 億2,983万6,290円の全額を減債積立金に積み立てて処分しましたので、処分後の残高はございません。

当年度純利益の 1 億1,799万8,759円は、当年度未処分利益剰余金となります。

表の右から 4 列目の減債積立金は、ただいまご説明申し上げました 1 億2,983万6,290円のうち、1 億567万8,380円を当年度の資金的収支不足額の補填財源として使用しましたので、当年度末残高は2,415万7,910円となります。

次に、表の一番右の資本合計ですけれども、資本金と剰余金の合計であり、当年度末残高は一番右下になりますが、61億7,623万4,843円となりました。

6 ページの剰余金処分計算書をお開きいただきたいと思います。

剰余金処分計算書の内容につきましては、表の右の未処分利益剰余金の当年度末残高 1 億1,799万8,759円のうち、8,799万8,759円を減債積立金に、3,000万円を建設改良積立金に、それぞれ積み立てるものでございます。

次に、7 ページの貸借対照表をご覧ください。

資産の部の 1、固定資産、次のページをお願いします。次のページの 2、流動資産の合計である資産合計は、一番右の列63億5,080万9,275円となりました。

次に、負債の部ですが、3 番固定負債と、次のページになりますが、4 流動負債の合計である負債合計は 1 億7,457万4,432円となりました。

次に、資本の部ですが、5 番資本金、6 番剰余金の合計額は、次の10ページになりますが、10ページの下から 2 行目に記載してあります資本合計61億7,623万4,843円となり、これに前

のページの負債合計を加えますと、負債資本合計は63億5,080万9,275円となりまして、資産合計と一致いたします。

次に、13ページのほうをご覧ください。

2番の工事でございますが、(1)は建設工事の概況であり、内容は記載のとおりでございます。

次に、15ページをご覧ください。

こちらは、年間の業務量であり、それぞれ前年度比較で記載してございます。

次、16ページをお願いいたします。

16ページは、事業収入に関する事項で、次の17ページは事業費に関する事項で、それぞれ前年度比較で記載してございます。

続いて、19ページをお願いいたします。

(2)は企業債及び一時借入金の概況で、イ、企業債の概況は記載のとおりでございます。

次の20ページから25ページまでは、収益費用明細書であり、科目ごとの明細となっております。

次の26ページですけれども、固定資産明細書、続きまして27ページは、企業債明細書となっております、内容は記載のとおりでございます。

以上で議案第7号の補足説明を終わります。

○議長(高橋利彦) 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第8号について、病院経理課長、登壇してください。

(病院経理課長 土師 学 登壇)

○病院経理課長(土師 学) 議案第8号、平成25年度旭市病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について補足説明を申し上げます。

初めに、病院事業の概況から申し上げます。

決算書の14ページをお開きください。

平成25年度事業報告書でございます。

平成25年度は、地域の拠点病院として各医療機関との役割分担を踏まえ、地域医療機関への当院電子カルテシステムの導入、紹介患者センター設置などの連携を開始しました。また、医師確保に向けての医師住宅の建設、医業事業において高度医療機器を導入するなど、より安全で高度な医療を提供するために取り組んでいます。

決算につきましては、減価償却費の増加など、厳しい経営環境ではございますが、当期利

益金 8 億 8,300 万円、税抜きで 8 億 5,300 万円余りを計上することができました。

次に、業務の概況でございますが、入院患者及び入所者数、年間延べ 35 万 1,012 人、1 日平均 962 人、外来患者及び通所者数、年間延べ 73 万 9,663 人、1 日平均 3,014 人となりました。

具体的な収支につきましては、決算報告書にてご説明いたします。

それでは、前に戻りまして、決算書の 1 ページをお開きください。

決算報告書であります。この決算額につきましては税込み処理で記載してございます。

(1) 収益的収入及び支出の収入について申し上げます。

第 1 款病院事業収益は、予算額 367 億 6,921 万 5,000 円、決算額は 362 億 5,363 万 5,163 円となり、収入率は 98.6% となりました。

収入のうち主なものとしましては、第 1 項医業収益の決算額は 317 億 6,784 万 5,935 円で、この内訳は、入院収益 168 億 4,294 万 126 円、外来収益 139 億 1,973 万 8,675 円などです。

第 2 項医業外収益の決算額は 26 億 3,346 万 5,244 円で、この内訳は負担金交付金などであり

ます。

2 ページをお開きください。

収益的収支について申し上げます。

第 1 款病院事業費用は、予算額 359 億 3,684 万 8,403 円に対し、決算額は 353 億 7,015 万 1,385

円となり、執行率は 98.4% でした。

支出のうち主なものとしましては、第 1 項医業費用の決算額は 317 億 9,506 万 7,555 円で、その主な内訳は給与費 139 億 308 万 401 円、材料費 107 億 7,453 万 1,019 円であります。

第 2 項医業外費用の決算額は 18 億 4,458 万 3,198 円でした。このうち、診療費の不納欠損額は 2,479 万 9,724 円であります。

3 ページをご覧ください。

(2) 資本的収入及び支出の収入について申し上げます。

第 1 款資本的収入は、予算額 10 億 7,392 万 6,000 円に対し、決算額 7 億 6,497 万 2,117 円で、収入率は 71.2% となりました。主なものとしましては、第 1 項企業債は 5 億 3,200 万円、第 2 項補助金は 2 億 3,279 万 4,000 円となりました。

4 ページをお開きください。

資本的支出について申し上げます。

第 1 款資本的支出は、予算額 45 億 2,835 万 1,708 円に対し、決算額は 37 億 6,044 万 5,272 円で、執行率は 83.0% でした。

また、翌年度繰越額の合計5,081万4,750円は、医師宿舎建設工事の予算繰り越しであります。

第1項建設改良費の決算額は26億2,151万7,408円で、主なものは資産購入費で17億8,643万6,498円であります。

第2項企業債償還金の決算額は11億3,892万7,864円でした。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する29億9,547万3,155円は、当年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。

5ページをご覧ください。

損益計算書ですが、この金額につきましては税抜き処理で記載してございます。

1、医業収益は（1）入院収益から（4）介護保険事業収益までの合計で、317億768万3,368円であります。

2、医業費用は（1）給与費から（6）研究研修費までの合計で、316億239万940円であり、差し引きの医業利益は1億529万2,428円となりました。

3、医業外収益から次ページの10、グループホーム・ケアホーム事業収益までの合計は、37億8,090万8,286円でした。

11、医業外費用から18、グループホーム・ケアホーム事業費用までの合計は、32億3,766万1,704円でした。

この結果、当年度経常利益は6億4,853万9,010円、純利益は8億5,332万9,049円となりました。これに、前年度繰越利益剰余金4億7,574万1,319円を合わせた当年度未処分利益剰余金は、13億2,907万368円となっております。

8ページをお開きください。

剰余金計算書について申し上げます。

資本金のうち借入資本金ですが、当年度企業債の発行額は5億3,200万円、償還金額は11億3,892万7,864円で、当年度末残高は286億8,233万1,230円であります。

次に、剰余金のうち資本剰余金ですが、受贈財産評価額の522万円は絵画などの寄附であり、除却額は4,796万1,940円です。

国県補助金の2億3,279万4,000円は、医療機器の設備整備補助金です。

また、補助金の取り崩しは2億222万3,000円で、解体工事に伴う固定資産処理によるものです。これにより、国県補助金の当年度末残高は122億1,492万3,672円となります。

利益剰余金ですが、未処分利益剰余金のうち当年度純利益は8億5,332万9,049円で、前年

度残高と合わせて当年度末残高は13億2,907万368円で、先ほど損益計算書でご説明申し上げたとおりであります。

9ページの剰余金処分計算書についてご説明申し上げます。

剰余金の処分につきましては、未処分利益剰余金の当年度末残高13億2,907万368円のうち、6億8,135万3,527円を議会の議決を経て退職給付積立金とし、残りの6億4,771万6,841円を翌年度へ繰り越すものであります。

次に、10ページからの貸借対照表について申し上げます。

資産の部、1、固定資産のうち（1）有形固定資産の合計は456億2,953万571円でした。

11ページをご覧ください。

（2）無形固定資産と（3）投資を含めた固定資産合計は、457億4,186万8,566円です。

2、流動資産合計は159億4,247万9,194円です。

3、繰延勘定合計34億6,010万6,297円を合わせた資産合計は、651億4,445万4,057円です。

12ページをご覧ください。

負債の部であります。4、固定負債、5、流動負債を合わせた負債合計は26億4,312万1,178円です。

13ページをお開きください。

続きまして、資本の部であります。

6、資本金と7、剰余金を合わせた資本合計は、625億133万2,879円となり、これと負債合計を合わせた負債資本の合計は651億4,445万4,057円となり、資産合計と一致します。

14ページからは事業報告書であります。

1、概要の（1）は総括事項です。

16ページの（2）は議会議決事項、次の17ページの（3）は行政官公庁許認可事項となっております。

18ページ（4）は職員に関する事項を記載しております。

20ページ（5）は料金その他の供給条件の改定・変更に関する事項を記載しております。

21ページの2、工事には、（1）建設改良工事の概況、22ページには（2）保存工事の概況を記載しております。

次に、23ページをお開きください。

3、業務には（1）業務量を記載しております。

24ページ（2）は事業収入に関する事項、次の25ページ（3）は事業費に関する事項です。

続いて、26ページをお開きください。

26ページから29ページは、4、会計（1）重要契約の要旨、（イ）工事請負、（ロ）医療機器等購入、（ハ）ソフト開発費の契約内容などを記載しております。

30ページから37ページまでは、収益及び費用の明細で、税抜き処理で記載しております。

38ページは固定資産の明細です。

39ページから42ページは、企業債の明細となっております。

以上で議案第8号についての補足説明を終わらせていただきます。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋利彦） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

ここで、代表監査委員より平成25年度旭市一般会計及び特別会計ほか歳入歳出決算に関する審査の結果について報告を求めます。

木村哲三代表監査委員、ご登壇願います。

（代表監査委員 木村哲三 登壇）

○代表監査委員（木村哲三） 代表監査委員の木村です。

平成25年度旭市一般会計及び国民健康保険事業特別会計をはじめとした五つの特別会計並びに水道事業、病院事業の公営企業会計の各決算の審査結果についてご報告いたします。

決算審査については、地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により付されました決算書及び決算関係書類について審査を実施いたしました。

審査においては、計数は正確であるか、予算の執行は適正で効率的かつ効果的に行われているか、また財務に関する事務は関係諸法規に適合しているかなどの諸点に留意し、関係書帳簿、証書等を照合、精査するとともに、関係職員の説明を求め、さらに例月出納検査、定期監査、外郭団体の監査等の結果も踏まえて慎重に行いました。

その結果、審査に付された一般会計、特別会計、歳入歳出決算書及び公営企業会計における決算諸表等は、いずれも法令に準拠して作成されており、計数については関係書類と符合し正確でありました。

また、予算の執行及び事務処理については、所期の目的に沿って適正になされたものと認められました。

公営企業会計の事業運営についても、いずれも健全で効率的な経営であると認められました。

総じて、歳入においては、昨年度から全庁的に取り組んでいる債権回収の成果が収入率の

向上に表れはしているものの、依然として多額の収入未済額が生じています。負担の公平性の観点と貴重な自主財源を確保するためにも、より効果的な収納対策による収入未済額及び不納欠損額の縮減になお一層の努力を求めます。

なお、数値等の詳細については審査意見書に記載したとおりであります。

次に、地方自治法第241条第5項の規定に基づく基金運用状況の審査については、平成25年度末をもって廃止した土地開発基金も含め、関係書類の計数はいずれも正確で、基金の設置趣旨に沿って適正に運営されているものと認められました。

続いて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率からなる健全化判断比率及び資金不足比率の審査において、健全化判断比率については法令等の趣旨に沿って適切になされており、いずれの比率も良好な状態にあると認められました。とりわけ、実質公債費比率は11.6%となっており、昨年度の比率13.2%から1.6ポイントの改善が図られたもので、将来負担比率についても58%であり、前年度の83.2%から25.2ポイント向上し、早期健全化基準を大きく下回り良好な状態であると認められました。

また、公営企業の資金不足比率の審査においては、いずれも資金不足は生じていないため、資金不足比率は算出されず、特に指摘すべき事項はありません。

次に、個別の事業の中で、病院事業について補足説明を申し上げます。

本年度は、医業収支及び事業収支全体でも利益が生じたのは、千葉県市町村総合事務組合退職手当負担金の収支が大幅にプラスであったことが一因です。退職手当引当の負担減は、今後も続く予想されますが、国の求めている高度急性期を担う病院としての機能を維持するための先端医療機器の導入費用や、材料費、委託料などの費用の増加は恒常的に見込まれます。医師、看護師の負担軽減に伴う人件費の増加や、環境改善に伴う費用などもあり、これらに適切に対処できる経営が求められます。

旭中央病院は旭市民にとって安心・安全のよりどころとなっています。地域の中核的な公立病院として、その負託に応えるためには、医師、看護師の充実を図ることで、質の高い信頼される医療を提供するとともに、社会情勢の変化を的確に把握し、さらなる経営基盤の強化に努められることを望むものであります。

最後に、合併による国の財政支援の終了を間近に控えて、一般財源の減少が見込まれる中、現在進行中の各プロジェクトにおいても先行事例を鑑み、成果を上げられることを期待します。

旭市総合計画に掲げた施策の着実な達成を図るには、引き続き全庁的な行財政改革への取り組みが必要であり、安定的で持続可能な財政運営が進められることを強く望み、監査委員の総意といたします。

○議長（高橋利彦） 代表監査委員の決算審査報告は終わりました。

議案の補足説明の途中ですが、ここで3時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時 2分

再開 午後 3時20分

○議長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の補足説明を求めます。

続いて、補正予算及びその他の議案について説明を求めます。

議案第9号、議案第17号、議案第18号、議案第19号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 林 清明 登壇）

○財政課長（林 清明） 議案第9号、議案第17号、議案第18号、議案第19号について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第9号、平成26年度旭市一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は歳入歳出予算にそれぞれ10億8,380万円を追加し、予算の総額を300億9,940万円とするものです。

第2条繰越明許費と第3条の地方債の補正につきましては、後ほどご説明いたします。

2ページから3ページまでは、歳入歳出予算の款項の補正額ですので、説明を省略いたします。4ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費ですが、2款1項の総務管理費の電算システム運用事業、3款1項社会福祉費の障害者福祉事務費、4項生活保護費の生活保護総務事務費の計3事業につきまして、繰り越しの設定をお願いするもので、これら3事業はいずれも社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の導入に必要なシステム改修業務に関するもので、国において制度設

計が遅滞しており、本年度中の予算執行が困難であるため、繰越明許費の設定をお願いするものであります。

5ページをお願いいたします。

第3表の地方債補正は消防施設整備事業で、消防庫改築に係る事業費の増加に伴い、限度額を270万円増額し、7,260万円とするものです。

次に、歳入についてご説明いたします。

なお、詳しい事業内容につきましては歳出のほうでご説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

9ページ、お願いいたします。

13款1項1目民生費国庫負担金750万3,000円の追加は説明欄1 障害者自立支援給付費等負担金の増によるものです。

2項1目総務費国庫補助金1,069万円の追加は説明欄1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金の新規計上によるものであります。

14款1項1目の民生費県負担金375万1,000円の追加は、説明欄1 障害者自立支援給付費等負担金の増によるものであります。

2項2目衛生費県補助金606万円の追加は、説明欄1 住宅用省エネルギー設備導入促進事業費補助金の増によるものであります。

10ページをお願いいたします。

15款2項3目出資金清算収入500万円は説明欄1 の土地開発公社出資金清算収入の新規計上によるものであります。

16款1項7目総務費寄附金100万円は、地域振興のための篤志寄附を計上するものであります。

17款2項4目地域振興基金繰入金2,000万円の追加は、定住促進奨励金交付事業に充当を予定するものであります。

11ページをお願いいたします。

18款1項1目繰越金9億6,109万5,000円の追加は、留保していた繰越金の一部を今回の補正財源として計上するものであります。

19款5項5目残余財産清算収入6,600万1,000円は、説明欄1 土地開発公社残余財産清算収入の新規計上によるものであります。

20款1項4目消防債270万円の追加については、5ページ第3表の地方債補正でご説明し

たところであります。

次に歳出になります。

12ページをお願いいたします。

2款1項6目財産管理費10億円の追加は、平成25年度決算の確定に伴い繰越金の2分の1相当額を財政調整基金に積み立てるものです。

7目企画費99万3,000円の追加は、主に、旭市が国土強靱化地域計画策定モデル調査実施団体として選定されたことに伴う国土強靱化地域計画の策定業務に係る経費であります。

8目電子計算費1,180万6,000円の追加は、社会保障・税番号制度の導入に必要な電算システムの改修を行う経費であります。

10目地域振興費2,100万円の追加のうち、説明欄1の定住促進奨励金交付事業2,000万円の追加は、奨励金の交付件数の増加に合わせ、事業費を増額するものです。

13ページをお願いいたします。

説明欄2地域振興基金積立金100万円の追加は、地域振興のための篤志寄附金を、地域振興基金へ積み立てるものであります。

3款1項2目障害者福祉費1,763万5,000円の追加のうち、説明欄1の障害者福祉事務費262万8,000円の追加は、総務管理費の電子計算費と同じく、マイナンバー制度の導入に必要な障害者福祉関連のシステム改修に係る経費であります。

説明欄2の自立支援給付事業1,500万7,000円の追加は、障害者に対する福祉サービスの利用計画書の作成に関する経費であり、サービス利用計画書を作成する対象者の増加に合わせて事業費を増額するものであります。

4項1目生活保護総務費131万6,000円の追加は、1項2目の障害者福祉費と同じく、マイナンバー制度の導入に必要な生活保護関連のシステム改修に係る経費であります。

14ページをお願いいたします。

4款1項2目予防費2,268万1,000円の追加は、説明欄1の感染症予防対策事業で、法律で定期接種化された、乳幼児を対象とした水痘の予防接種と高齢者向けの肺炎球菌ワクチンの予防接種に係る経費であります。

5目公害対策費210万円の追加は、説明欄1の住宅用省エネルギー設備設置助成事業で、県補助金の追加配分に合わせ、事業費を増額するものであります。

15ページです。

7款1項2目商工振興費193万8,000円の追加は、説明欄1の商業活性化推進事業で、商店

街の街路灯のLED化や防犯カメラの設置など、商店街施設の整備について補助を行うものであります。

9款1項2目非常備消防費291万6,000円の追加は、説明欄1の消防庫整備事業で、地盤改良工事等の追加や材料費等の値上がりにより、事業費を増額するものであります。

10款1項2目事務局費81万円の追加は、説明欄1の教育総務事務費で、県立匠瑤高校創立記念事業に対し、補助金を交付するものであります。

16ページです。

10款2項2目教育振興費60万5,000円の追加は、説明欄1小学校教諭補助員配置事業で、発達障害等で特別に支援の必要な児童の個別指導や介助のために配置する補助教員1名分の賃金であります。

最後、17ページをお願いいたします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書です。

第3表の地方債補正で説明しましたが、消防施設整備事業債270万円の増額により平成26年度末現在高見込額は、一番右下になりますが、289億411万4,000円となるものです。

以上で、議案第9号の補足説明を終わります。

次に、議案第17号は工事請負契約の締結についてでありまして、内容は、旭市道の駅建設工事（建築・外構）請負契約の締結であります。

契約方法は、一般競争入札により執行いたしました。

入札の経過を申し上げます。

平成26年7月18日に公告を行い、同日から7月31日までの14日間、入札参加資格申請の受け付けを行ったところ7社の申請があり、7社とも資格要件を満たしておりました。

この7社による入札書の受け付けを、平成26年8月7日から8月19日までの13日間行いました。

このうち3社が辞退し、1社が未入札であったため、3社による応札でありました。8月20日に開札した結果、予定価格の範囲内で最低価格を入札した旭市ニの1469番地、株式会社伊藤工務店、代表取締役伊藤晃を契約の相手方と決定いたしました。

契約金額は3億8,199万6,000円であります。

仮契約締結日は平成26年8月25日、工期は平成27年7月31日であります。

なお、予定価格は4億3,178万4,000円、最低制限価格は、3億4,542万7,200円、落札率は88.47%でありました。

続きまして、議案第18号は同じく工事請負契約の締結についてでありまして、旭市道の駅建設工事（機械設備）請負契約の締結であります。

契約方法は一般競争入札により執行いたしました。

公告日、入札参加資格審査申請期間、入札書受け付け期間、開札日は、議案第17号と同様のため省略させていただきます。

入札参加資格申請の受付を行ったところ、3社の申請があり、3社とも資格要件を満たしておりました。

この3社による入札書の受付を行ったところ、1社が辞退したため、2社による応札でありました。

入札の結果、予定価格の範囲内で最低価格を入札した旭市ニの1710番地、株式会社石川商会住宅機材、代表取締役小関敏男を契約の相手方といたしました。

契約金額は1億5,660万円であります。

仮契約締結は平成26年8月25日、工期は平成27年12月10日であります。

なお、予定価格は1億5,930万円、最低制限価格は1億2,744万円、落札率は98.31%であります。

以上、議案第17号及び議案第18号の補足説明を終わります。

次に、議案第19号は訴えの提起についてでありまして、本議案に係る訴えは、抵当権設定登記がされている土地について市が保有する所有権に基づき、抵当権者の相続人に対し抵当権設定登記の抹消登記手続きを求めるものであります。

対象となる土地は旧海上中学校跡地の一部でありまして、所在は旭市蛇園字後草前3283番、面積は743平方メートルであります。

これまでの経過を申し上げますと、昭和40年3月10日に当時の海上町が前所有者から買収により土地を取得しましたが、その所有権移転の登記をするまでの間の昭和40年9月2日に前所有者を債務者とする抵当権設定登記がなされ、現在まで登記がなされた状態にあります。

この抵当権は、他の土地と共同担保となっており、他の土地の登記簿により昭和46年10月30日弁済による抵当権消滅が確認されたため、抵当権者の相続人を調査し、相続人全員に対し抹消承諾を求めました。

しかしながら、相続人の1人が承諾書を提出できる状態にないため、裁判手続きにより抵当権抹消登記を求めるものであります。

以上で、議案第19号の補足説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第14号について、子育て支援課長、登壇してください。

（子育て支援課長 山口訓子 登壇）

○子育て支援課長（山口訓子） それでは、議案第10号、第11号、第12号、第14号について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第10号、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について補足説明を申し上げます。

平成24年8月に質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て関連3法が成立し、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。この子ども・子育て支援新制度は、来年平成27年4月にスタートする予定です。

この新制度においては、各施設や事業者は本基準に従って教育・保育の提供を行うとともに、新制度からの給付費の支給を受ける施設等として旭市の確認を受ける必要があります。このための基準を定める条例として本議案を上程するものです。

この基準につきましては、内閣府令で定める基準に従い、または参酌して市が条例で定めることとされておりますが、この条例の内容につきましては、内閣府令で定める基準と全て同じものでございます。

それでは、基準の概要につきまして申し上げます。

1ページをご覧ください。

第1章は総則で、本基準の制定の趣旨及び定義等について規定するものでございます。

第1条では、この条例は子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定により定めるものです。

第2条では、本条例においての用語の意義を定めております。

3ページをお願いいたします。

第3条では、一般原則について定めております。

次の4ページでは、第2章特定教育・保育施設の運営に関する基準でございますが、ここでは認定こども園、幼稚園、保育所の運営基準について定めるものでございます。第1節、利用定員に関する基準では、利用定員を定めております。

第4条になりますが、第1項では、特定教育・保育施設のうち認定こども園及び保育所に

については、利用定員の数を20人以上とするものです。第2項では、認定こども園、幼稚園、保育所はそれぞれの区分ごとの利用定員を定めるものとするものです。

下のほうになりますが、第2節、運営に関する基準では、第5条から15ページの第34条までになりますが、運営規程や職員の勤務体制、利用者負担、その他の重要事項を説明して同意を得ることや、受給資格等の確認、特定教育・保育の提供の記録、特定教育・保育の取り扱い方針、運営規程、勤務体制の確保等、運営の内容について定めております。

次に16ページをお願いいたします。

第3節特例施設型給付費に関する基準では、第35条及び次の第36条で、特別利用保育の基準、特別利用教育の基準を定めております。

17ページの下の方になりますが、第3章特定地域型保育事業の運営に関する基準でございますが、ここでは家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の運営基準について定めるものでございます。

第1節、利用定員に関する基準では、第37条になりますが、特定地域型保育事業ごとの利用定員を定めております。

次の18ページをお願いいたします。

やはり下のほうになりますが、第2節、運営に関する基準でございますが、第38条から24ページの第50条までになりますが、やはりここでも運営についての重要事項に関する規程の概要や連携施設の種類及び名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担、その他の重要事項を説明して同意を得ることや、特定地域型保育の取扱方針、運営規程、勤務体制の確保等、運営の内容について定めております。

次に25ページをお願いいたします。

第3節特例地域型保育給付費に関する基準では、第51条及び第52条で、特別利用地域型保育の基準、特定利用地域型保育の基準を定めております。

次の26ページになりますが、附則の施行期日でございます。この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行するものでございます。

以上で、議案第10号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第11号、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について補足説明を申し上げます。

子ども・子育て新制度では、児童福祉法が改正され、家庭的保育事業等が、新たに市町村の認可事業として児童福祉法に位置付けられたものです。この新制度において家庭的保育事

業等を行う事業者は、旭市の認可を受ける必要があります。この認可基準を定める条例として本議案を上程するものです。

この基準につきましては、厚生労働省令で定める基準に従い、または参酌して市が条例で定めることとされておりますが、この条例の内容につきましては、厚生労働省令で定める基準とほぼ同じものでございますが、1部分だけ千葉県基準等に準じて市の独自基準として定めております。

それでは、基準の概要につきまして申し上げます。

1 ページをお開きください。

第1章は総則で、本基準の制定の趣旨、定義及び共通する基準等について規定するものでございます。

第2条は、本条例における用語の意義でございます。

2 ページで、ここで用語の1つだけ説明させていただきます。

2条第9号、家庭的保育事業等とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業または事業所内保育事業をいうものでございます。

次の第3条から8ページの第21条までになりますが、ここで最低基準の目的等、一般原則、保育所等との連携、職員の一般的要件、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準、内部の規程、それから家庭的保育事業所等に備える帳簿などについて定めております。

次に8ページをお願いいたします。

一番下のほうになりますが、第2章、家庭的保育事業でございます。ここから、少し部分的になりますが、この家庭的保育事業は、利用定員5人以下で家庭的な雰囲気のもと、少人数を対象に保育を実施する事業でございます。第22条から10ページの第26条までになりますが、設備の基準、職員、保育時間、保育の内容、保護者との連携などについて定めております。

次の10ページをお願いいたします。

下のほうですけれども、第3章、小規模保育事業でございます。この事業は、利用定員6人以上19人以下で小規模な人数のもと保育を実施する事業でございます。第1節で小規模保育事業の区分として、第27条でこの区分をA型、B型、C型とする旨定めております。

第2節小規模保育事業A型でございます。第28条から14ページの第30条までになりますが、このA型の設備の基準、職員などについて定めております。

次に14ページをお願いいたします。

第3節小規模保育事業B型でございます。第31条、第32条で、職員などについて定めております。

15ページでは第4節、下のほうになります、小規模保育事業C型でございます。第33条から16ページの、次のページの36条までになりますが、設備の基準、職員、利用定員などについて定めております。

16ページ、一番下のほうになりますが、第4章、居宅訪問型保育事業でございます。

この事業は、住み慣れた居宅において1対1を基本とするきめ細やかな保育を実施する事業でございます。次の17ページ、37条から第41条までになりますが、居宅訪問型保育事業、設備及び備品、職員、連携施設などについて定めております。

次に18ページをお願いいたします。

第5章、事業所内保育事業でございますが、この事業は、企業等が主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもに保育を提供する事業でございます。第42条から23ページの第48条までになりますが、この利用定員の設定、設備の基準、職員、連携施設に関する特例などについて定めております。

24ページをお願いいたします。

附則の施行期日ですが、この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行するものでございます。

以上で、議案第11号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第12号でございます。

議案第12号、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について補足説明を申し上げます。

子ども・子育て新制度では、児童福祉法が改正され、放課後児童健全育成事業については明確な基準のもとに運営されることとなり、この基準を定める条例として本議案を上程するものです。

この基準につきましては、やはり厚生労働省令で定める基準に従い、または参酌して市が条例で定めることとされておりますが、この条例の内容につきましては、厚生労働省令で定める基準と全て同じものでございます。

それでは、基準の概要につきまして申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条では、本条例の趣旨を定めております。

第2条では、本条例においての用語の意義を定めております。

第3条から7ページの第21条までになりますが、この中で最低基準の目的等、一般原則、職員の一般的要件、設備の基準、職員、運営規程、開所時間及び日数、関係機関との連携などについて定めております。

7 ページをお願いいたします。

下のほうですが、附則の施行期日ですが、先ほどと同じでございます。一応読ませていただきます。

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行するものでございます。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第14号でございます。

議案第14号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

旭市口の1631番地1に設置されております新田幽学児童遊園は、利用児童数の減少と遊具の老朽化のため、地元区長から児童遊園の廃止届が提出されました。

また、旭市飯岡520番地に設置されている飯岡岡児童遊園は、地域の児童数の減少と遊具が老朽化しており、また、周辺に民家もなく防犯上も問題があるため、地元区長から児童遊園の廃止届が提出されました。

このため、この2つの児童遊園は、平成26年9月末をもって廃止しようとするものです。

以上で、議案第14号の補足説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 子育て支援課長の補足説明は終わりました。

議案第13号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 佐藤一則 登壇）

○税務課長（佐藤一則） 議案第13号、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

この条例は、平成24年3月28日に公布され、震災により住宅等が半壊以上の被害を受け、

住宅の建て替えや取得した場合に固定資産税の減免を行うもので、被災者の住宅取得が停滞していることなどから取得期限を平成26年12月31日から平成29年12月31日まで3年間延長する改正を行うものであります。

以上です。

○議長（高橋利彦） 税務課長の補足説明は終わりました。

議案第15号、議案第16号について、消防長、登壇してください。

（消防長 佐藤清和 登壇）

○消防長（佐藤清和） それでは、議案第15号の旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について補足説明申し上げます。

今回の改正は、平成25年8月15日に京都府福知山市花火大会会場で、死者3名、負傷者56名が発生した火災を踏まえ、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しで、火を使用するコンロなどの器具及びその使用に際し、消火器の準備と露店等の開設届を義務付けようとするものです。

また、屋外での催しで大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもので、火災が発生した場合に人命または財産に特に重大な被害を与えるおそれのあるものを指定催しとして指定して、指定催しを主催する者で火災予防上必要な業務に関する計画を消防長に提出しなかった者に対し、罰則、30万円以下の罰金を科すものです。

続いて、議案第16号の千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会規約の一部改正について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方自治法の一部を改正する法律が平成26年5月30日に公布され、六月以内に施行されることとなったことから、千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会規約第1条において引用する地方自治法の条文に相違が生じることに伴い、同条について必要な改正を行うものであります。

内容につきましては、新たに地方自治法第252条の2、連携協約が追加され、改正前の252条の2、協議会の設置は、252条の2の2に改正されることとなります。

このことから、地方自治法第252条の6、協議会の組織の変更及び廃止の規定に基づき、議決を求めるものであります。

以上です。

○議長（高橋利彦） 消防長の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第1号、報告第4号、報告第5号について、財政課長、登壇してください。

(財政課長 林 清明 登壇)

○財政課長(林 清明) 報告第1号、報告第4号、報告第5号についてご説明申し上げます。

初めに報告第1号です。報告第1号は、平成25年度旭市土地開発基金の運用状況についてでありまして、本基金につきましては平成25年第4回定例会において議決いただきまして、平成25年度をもって廃止いたしました。

まず、上から2行目A欄ですが、平成24年度末現在高でありまして、現金・預金、土地、貸付金、そして合計額を表示してあります。

3行目のB欄から下から2行目のI欄までは平成25年度中の増減を、そして一番下段のJ欄に平成25年度末現在高を表示しております。なお、平成25年度末現在高は、基金の廃止に伴い、ゼロ円となっております。

内容についてご説明いたします。

まず、1の現金・預金の列ですが、上から5行目、土地取得Dの欄、3億9,064万2,253円の減は、土地開発公社保有土地の買い戻し分であります。また、その2つ下、貸付金返済、元金のF欄4億2,326万6,088円及び利子Gの欄299万8,362円の増は、土地開発公社から貸付金の返済とその貸し付けに伴う利子の返済であります。

その下、処分Hの欄4億8,042万5,832円の減は、清算のための処分であり、この金額を一般財政調整基金へ積み立てております。これらにより、平成25年度中増減の計であるI欄は4億4,480万3,635円の減となり、平成25年度末残高Jの欄はゼロ円となっております。

上に戻って、2の土地の列になります。土地取得Dの欄3億9,064万2,253円の増は、土地開発公社から買い戻した土地の取得分であります。

4つ下、処分Hの欄4億8,675万6,519円の減は、基金所有の全ての土地を一般会計へ振り替え処理したものであり、その下の段、平成25年度中増減の計であるIの欄は9,611万4,266円の減となり、25年度末現在高はゼロ円となっております。

また、貸付金の列については、下から5段目、貸付金返済、元金Fの欄4億2,326万6,088円の減は、土地開発公社への貸付金の全額が返済されたことによるもので、最下段、平成25年度末現在高Jの欄はゼロ円となっております。

続きまして、報告第4号は、平成25年度決算に基づく旭市の健全化判断比率についてでありまして、この健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告するものであります。

まず、算定項目1の実質赤字比率であります。これは、一般会計に係る実質赤字額の標準財政規模に対する比率でありまして、本市におきましては黒字であったため該当いたしません。

次に、2の連結実質赤字比率であります。これは、公営企業会計を含む全ての会計を合計した実質赤字額の標準財政規模に対する比率でありまして、全会計とも黒字であったため、これも該当いたしません。

なお、これらの2つの指標の括弧書きにつきましては、参考として逆、黒字の比率を表したものであります。

次に、3の実質公債費比率であります。これは、一般会計から公営企業会計、一部事務組合までを含めて、旭市が負担した元利償還金及び準元利償還金の、標準財政規模に対する比率でありまして、本市は、早期健全化基準の25%を下回る11.6%となっております。

昨年度の13.2%と比べますと1.6ポイント下がりました。議会への報告及び公表が義務化されました平成19年度決算以来、6年連続で前年度を下回っております。

次に、4の将来負担比率であります。これは、一般会計から公営企業、一部事務組合、地方公社までを含めて、旭市が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。

本年度は58.0%で、昨年度の83.2%と比べまして25.2ポイント下がり、早期健全化基準の350%を大きく下回っております。

以上のとおり、平成25年度決算に基づきます健全化判断比率につきましては、4指標とも基準をクリアいたしましたが、これで安心することなく、これからも財政の健全性確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、報告第5号をお願いいたします。

報告第5号は平成25年度の旭市公営企業決算における資金不足比率についてでありまして、本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率を報告するものであります。

平成25年度の旭市の資金不足比率については、資金不足が生じた公営企業はありませんので、全て該当いたしません。

また、括弧書きにつきましては、参考として資金剰余比率を表したものでございます。

以上のとおり、平成25年度は全ての公営企業会計において、経営健全化基準をクリアいたしましたが、一般会計と同じく公営企業につきましても、引き続き財政の健全性確保に努め

て参りたいと考えております。

以上で、報告第1号、報告第4号、報告第5号の説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 財政課長の説明は終わりました。

報告第2号について、学校教育課長、登壇してください。

（学校教育課長 石見孝男 登壇）

○学校教育課長（石見孝男） それでは、報告第2号、平成25年度旭市奨学基金の運用状況についてご報告申し上げます。

初めに、A欄の積立ですが、運用利息2万1,436円を積み立ててございます。B欄の基金現在高は、平成25年度末6,748万4,548円となりました。C欄の返還につきましては、360万500円が返済されました。D欄の貸付残高、これが未返済残高となりますが、25年度末で29人、810万2,500円となり、E欄の預金残高は5,938万2,048円となっております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 学校教育課長の説明は終わりました。

報告第3号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 渡邊 満 登壇）

○保険年金課長（渡邊 満） 報告第3号、平成25年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況についてご報告申し上げます。

表をご覧ください。

初めに、平成25年度末の基金現在高でございますが、左下をご覧ください。1,000万円あります。

次に貸し付け等の状況でございますが、右上をご覧ください。平成24年度末の貸付残高、E欄ですが2件、9万4,000円、預金残高F欄990万6,000円でありました。

平成25年度中におきましては、下段の合計欄をご覧ください。

合計欄C欄ですけれども、貸し付け状況が23件、254万3,000円、返済D欄ですけれども、22件、232万9,000円が返済されました。

この結果、平成25年度末の貸付残高E欄ですが、3件、30万8,000円となり、預金残高F欄は969万2,000円となっております。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 保険年金課長の説明は終わりました。

報告第6号について、病院経理課長、登壇してください。

(病院経理課長 土師 学 登壇)

○病院経理課長(土師 学) 報告第6号は、継続事業費の精算であります。

表をご覧ください。

平成23年、24年度、2年間の継続事業を25年度まで繰り越しいたしました再整備事業改修工事その他整備工事は25年10月に終了し、また、平成24年、25年度、2年間の継続事業であります病院情報システム設備整備事業は、予定どおり26年3月に完了いたしましたので、ご報告申し上げます。

以上で報告第6号についての補足説明を終わります。

○議長(高橋利彦) 病院経理課長の説明は終わりました。

報告第7号について、農水産課長、登壇してください。

(農水産課長 高木寛幸 登壇)

○農水産課長(高木寛幸) 報告第7号、株式会社千葉県食肉公社の平成25年度の事業経営状況及び平成26年度の事業計画について地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告いたします。

初めに、平成25年度事業報告書についてご説明いたします。

お手元の資料では、第19期事業報告書となります。

1ページをお開きください。

事業実績として、屠畜頭数は、牛が前年比111.0%、1万5,109頭で1,492頭の増でございます。豚は前年比102.9%、41万7,888頭で1万1,692頭の増でございます。

枝肉販売実績は、牛が前年比148.5%、3,636頭で1,188頭の増でございます。豚は、前年比99.3%、14万7,180頭、前年比1,069頭の減でございます。

次に収支ですが、損益計算書でご説明いたします。

少し飛びますが、9ページをお開きください。

収入となる売上高85億1,251万円に対し、費用となります売上原価は80億9,990万9,000円、売上総利益は4億1,260万円で、これから販売費等を差し引いた営業利益は1億8,200万7,000円、税引き後の当期純利益は、7,774万9,000円となりました。

続きまして、13ページをお開きください。

平成26年度事業方針であります。

畜産業界においては、アジア周辺諸国での口蹄疫の発生や韓国での豚コレラの発生、日本での豚流行性下痢(PED)の蔓延など疾病問題と、今後のTPP交渉の動向は予断を許さ

ない状況となっておりますが、食肉公社としては、施設の整備や、集荷・販路拡大を着実に進めながら、県下の食肉流通の基幹センターとして安全・安心、より新鮮な食肉の提供を基本に、食肉処理の効率化・衛生管理体制の更なる強化を図り、地域の発展と畜産振興に寄与できる体質の強化に取り組んでいくというものであります。

14ページをお開きください。

平成26年度事業計画ですが、集荷目標は牛で1万5000頭、前年度比0.7%減、豚については、豚流行性下痢（PED）の影響によりまして38万872頭、前年度比8.9%減の集荷を計画しております。また、販売頭数の計画についても牛、豚とも前年度実績より減になっております。

15ページをお願いいたします。

平成26年度収支計画であります。

本年度も効率的な経営と一般管理費の削減等に努めることとしておりますが、豚流行性下痢（PED）の影響、また、電気料金の値上げにより当期は7,084万7,000円の損益が見込まれております。

なお、損失補償に係る借入金額32億6,600万円に対しては、当期までの返済元金の累計は26億1,230万円余りとなり、返済計画に対し着実に償還が行われております。

以上で、報告第7号、株式会社千葉県食肉公社の平成25年度事業経営状況及び平成26年度の事業計画についての報告を終わります。

○議長（高橋利彦） 農水産課長の説明は終わりました。

報告第8号について、行政改革推進課長、登壇してください。

（行政改革推進課長 加瀬正彦 登壇）

○行政改革推進課長（加瀬正彦） 報告第8号、私債権等の放棄について、ご説明申し上げます。

この私債権等の放棄は、平成24年12月に議決いただきました旭市私債権等管理条例第7条第1項の規定に基づきまして、平成25年度に放棄したいいわゆる私債権等の内容を、同条第2項の規定により議会へ報告するものでございます。

2枚目の表にございますとおり、放棄した債権は、全部で6種類ございます。債権ごとに、放棄した事由と件数、金額を掲載しております。

内訳といたしまして、市営住宅家賃につきましては、生活困窮等により合計9件で32万7,700円、土地貸付料につきましては、失踪・行方不明等により合計4件で33万2,550円、学

校給食費につきましては、失踪・行方不明等により合計40件で395万9,502円、放課後児童クラブ受託料につきましては、生活困窮により1件で5,000円、水道料金につきましては、失踪・行方不明等により合計57件で48万8,880円、旭中央病院の診療費につきましては、失踪・行方不明等により合計149件で2,479万9,724円となり、全体といたしまして260件で2,991万3,356円の債権を放棄いたしました。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 行政改革推進課長の説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明及び報告の説明は終わりました。

○議長（高橋利彦） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は5日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時18分